

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年9月26日
【中間会計期間】	自 令和6年1月1日 至 令和6年6月30日
【会社名】	中国工商银行股份有限公司 (Industrial and Commercial Bank of China Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役会会長兼業務執行取締役 廖 林 (Liao Lin, Chairman of the Board of Directors and Executive Director)
【本店の所在の場所】	中華人民共和国 100140 北京市西城区復興門内大街55号 (55 Fuxingmennei Avenue, Xicheng District, Beijing 100140, PRC)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 石 田 雅 彦
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号 明治生命館 7 階 ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同 事業法律事務所
【電話番号】	03-4550-2800
【事務連絡者氏名】	弁護士 武 田 竜 太 郎 弁護士 森 田 尊 伸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号 明治生命館 7 階 ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同 事業法律事務所
【電話番号】	03-4550-2800
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

- (注) 1. 本書に記載の「香港ドル」は香港の法定通貨を、「人民元」は中華人民共和国の法定通貨を、「円」は日本の法定通貨を指す。本書において、便宜上、一定の人民元の金額は、1人民元 = 20.40円（2024年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値）により円に換算されている。
2. 当行の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終了する1年間である。
3. 本書中の表において記載されている計数は、単位未満の数値を原則として四捨五入しているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。
4. 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の語は以下の意味を有するものとする。

「ICBC」	中国工商銀行股份有限公司
「当行」または「当グループ」	中国工商銀行股份有限公司または中国工商銀行股份有限公司およびその子会社
「定款」	中国工商銀行股份有限公司の定款
「A株式」または「国内株式」	当行の株式資本における、上海証券取引所に上場され、人民元建て取引されている1株当たり額面金額1.00人民元の国内株式
「資本管理規則（暫定）」	2012年6月に公布された商業銀行資本管理規則（暫定）
「資本管理規則」 / 「新資本管理規則」	商業銀行資本管理規則
「転換社債」	転換可能な社債
「CSRC」	中国证券监督管理委员会（China Securities Regulatory Commission）
「HKEX」	香港交易及結算所有限公司（香港交易所）（Hong Kong Exchanges and Clearing Limited）
「H株式」	当行の株式資本における、香港証券取引所メインボードに上場され、香港ドル建て取引されている1株当たり額面金額1.00人民元の海外上場外資株
「香港上場規則」	香港証券取引所の有価証券上場規則
「匯金公司」	中央匯金投資有限責任公司（Central Huijin Investment Ltd.）
「IAS」	国際会計基準（International Accounting Standards）
「IFRS」	国際会計基準を構成する、国際会計基準審議会が公布した国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）
「日本の会計基準」	日本において一般に認められている会計原則
「MOF」または「財政部」	中華人民共和国財政部
「PBC」	中国人民銀行（The People's Bank of China）
「中国」	中華人民共和国
「中国会社法」	中華人民共和国会社法
「香港証券取引所」	香港聯合交易所有限公司（The Stock Exchange of Hong Kong Limited: SEHK）
「上海証券取引所」	上海証券交易所（Shanghai Stock Exchange: SSE）
「SSF」	全国社会保障基金理事会（National Council for Social Security Fund）
「国務院」	中国国務院

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2024年6月28日に提出した有価証券報告書に記載された事項を除き、2024年1月1日から2024年6月30日までの6か月間（以下「当該半期」という。）中に、中国の会社制度、定款に規定する制度および外国為替管理制度について異動はなかった。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

下記の財務データおよび指標は、IFRSに従って作成されており、別段に表示されない限り、当行およびその子会社の連結ベースの金額（人民元建）である。

	6月30日現在 / 6月30日に終了した6か月間			12月31日現在 / 12月31日に終了した事業年度	
	2024年 (未監査)	2023年 (未監査)	2022年 ⁽¹⁾ (未監査)	2023年	2022年 ⁽¹⁾
営業収益	401,999	428,906	444,161	806,458	842,352
営業利益	194,722	201,272	207,816	416,944	420,324
当期純利益	171,296	174,720	172,819	365,116	362,110
親会社の株主に帰属する 当期純利益	170,467	173,744	171,670	363,993	361,132
非支配持分に帰属する当 期純利益	829	976	1,149	1,123	978
総資産額	47,116,536	43,669,606	38,744,376	44,697,079	39,610,146
株式資本	356,407	356,407	356,407	356,407	356,407
親会社の株主に帰属する 資本	3,843,526	3,575,999	3,314,198	3,756,887	3,496,109
1株当たり純資産 (人民元) ⁽²⁾	9.79	9.04	8.30	9.55	8.82
1株当たり利益					
- 基本的(人民元)	0.47	0.48	0.47	0.98	0.97
- 希薄化後(人民元)	0.47	0.48	0.47	0.98	0.97
営業活動による純キャッ シュ（アウトフロー）/ インフロー	26,983	1,297,269	1,410,405	1,417,002	1,404,657
投資活動による純キャッ シュ（アウトフロー）/ インフロー	(788,118)	(456,821)	(681,130)	(891,852)	(910,621)
財務活動による純キャッ シュ（アウトフロー）/ インフロー	182,804	231,872	30,198	285,444	(64,789)
現金および現金同等物 期末残高	2,182,148	3,036,874	2,220,240	2,755,732	1,926,851
従業員数(人)	408,691	415,719	424,962	419,252	427,587
平均総資産利益率(%) ⁽³⁾	0.75*	0.84*	0.94*	0.87	0.97
加重平均株主資本利益率 (%) ⁽⁴⁾	9.53*	10.51*	11.26*	10.66	11.45
自己資本比率(%) ⁽⁵⁾	19.16	18.45	18.31	19.10	19.26
株主資本比率(%)	8.20	8.24	8.60	8.45	8.88

* 年率換算値を示す。

注

- (1) 修正再表示後。2023年1月1日より、当行はIFRS第17号「保険契約」を導入した。IFRSの要件に従って、当行は2022年の比較対象期間の関連データおよび指標に対して遡及処理を行った。PBCが発行したゴールド・リース事業の管理に関する暫定措置の会計要件に従って、当行は2023年以降の銀行間金リース事業の表示に合わせて修正し、それに応じて2022年の比較対象期間の関連データを修正した。
- (2) その他の資本性金融商品を控除した期末現在の親会社の株主に帰属する資本を、期末現在の普通株式総数で除して計算されている。
- (3) 当期純利益を、期首現在および期末現在の総資産の平均残高で除して計算されている。
- (4) CSRCが公布した「有価証券を公募する会社による情報開示の作成および提出に関する規則第9号—純資産利益率および一株当たり利益の計算および開示」（2010年改正）に従って計算されている。
- (5) 2024年6月末現在の資本管理規則に従い計算されている。2023年および2022年の比較対象期間の資本管理規則（暫定）に従い計算されている。

2【事業の内容】

当該半期中、当行の事業の内容に重要な変更はなかった。

3【関係会社の状況】

親会社

当該半期中に重要な異動はなかった。

連結子会社および関連会社

当該半期中に重要な異動はなかった。

4【従業員の状況】

2024年6月30日現在、当行の従業員は408,691人であった。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当該半期中に重要な変更はなかった。

2 【事業等のリスク】

当該半期中に重要な変更はなかった。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

損益計算書の分析

2024年上半期、当行は、インテリジェント・リスク管理、現代的な事業所、デジタル化の推進、多様な構造およびエコロジカルな基盤の「5つのトランスフォーメーション」を徐々に推進し、実体経済の高度な発展に寄与しながら当行の質の高い発展を促進した。その結果、主な運営指標は安定に推移した。当行の上半期の純利益は、前年同期比2.0%減少して171,296百万人民元となった。平均総資産利益率は年率換算で0.75%、加重平均株主資本利益率は年率換算で9.53%となった。営業収益は6.3%減少して401,999百万人民元となった。具体的には、純受取利息は6.8%減少して313,950百万人民元、利息外収益は4.2%減少して88,049百万人民元となった。営業費用は0.2%減少して105,208百万人民元となり、費用対収益率は24.79%となった。資産に係る減損損失は16.5%減少して102,069百万人民元となった。法人所得税は10.5%減少して25,888百万人民元となった。

損益計算書の主要項目の増減

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2024年6月30日に終 了した 6か月間	2023年6月30日に終 了した 6か月間	増加/(減少)	増加率(%)
純受取利息	313,950	336,987	(23,037)	(6.8)
利息外収益	88,049	91,919	(3,870)	(4.2)
営業収益	401,999	428,906	(26,907)	(6.3)
控除：営業費用	105,208	105,379	(171)	(0.2)
貸付金の減損損失	101,809	122,067	(20,258)	(16.6)
資産に係る減損損失	260	188	72	38.3
営業利益	194,722	201,272	(6,550)	(3.3)
関連会社および共同支配企業の損益に 対する持分	2,462	2,383	79	3.3
税引前利益	197,184	203,655	(6,471)	(3.2)
控除：法人所得税	25,888	28,935	(3,047)	(10.5)
純利益	171,296	174,720	(3,424)	(2.0)
帰属先：				
親会社の株主	170,467	173,744	(3,277)	(1.9)
非支配持分	829	976	(147)	(15.1)

純受取利息

上半期の純受取利息は、前年同期比23,037百万人民元（6.8%）減少して313,950百万人民元となった。受取利息は24,470百万人民元（3.5%）増加して721,053百万人民元となり、支払利息は47,507百万人民元（13.2%）増加して407,103百万人民元となった。ローンプライムレート（LPR）の引下げ、現行の住宅ローンの金利調整や預金の満期の構成等の要因の影響を受けて、純金利スプレッドおよび純金利マージンは、それぞれ、年率換算で1.24%、1.43%となり、前年同期比28ベース・ポイント、29ベース・ポイント低下した。

有利子資産の平均収益率および有利子負債の平均費用率

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2024年6月30日に終了した6か月間			2023年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	受取 / 支払利息	平均収益率 / 費用率(%)	平均残高	受取 / 支払利息	平均収益率 / 費用率(%)
資産						
顧客貸出金等	27,178,867	476,198	3.52	24,402,847	477,435	3.95
投資	11,232,963	178,910	3.20	9,931,498	165,748	3.37
中央銀行預け金 ⁽²⁾	3,204,355	27,068	1.70	3,185,687	26,216	1.66
銀行およびその他の金融機関預け金 ⁽³⁾	2,586,357	38,877	3.02	1,904,974	27,184	2.88
有利子資産合計	44,202,542	721,053	3.28	39,425,006	696,583	3.56
無利子資産	2,791,454			2,625,978		
資産に係る減損損失引当金	(854,549)			(775,877)		
資産合計	46,139,447			41,275,107		
負債						
預金	32,650,789	298,566	1.84	30,213,526	284,796	1.90
銀行およびその他の金融機関預り金 ⁽³⁾	5,497,111	74,688	2.73	3,892,555	47,916	2.48
発行社債および譲渡性預金	1,898,631	33,849	3.59	1,435,425	26,884	3.78
有利子負債合計	40,046,531	407,103	2.04	35,541,506	359,596	2.04
無利子負債	2,242,517			2,169,204		
負債合計	42,289,048			37,710,710		
純受取利息		313,950			336,987	
純金利スプレッド			1.24			1.52
純金利マージン			1.43			1.72

(注1) 有利子資産および有利子負債の平均残高は、日次平均残高を示している。無利子資産、無利子負債および資産に係る減損損失引当金の平均残高は期首および期末現在の残高の平均を示している。

(注2) 中央銀行預け金には、主に中央銀行法定預託準備金および中央銀行超過準備金が含まれる。

(注3) 銀行およびその他の金融機関預け金は、リバース・レポ契約に係る金額を含む。銀行およびその他の金融機関預り金は、レポ契約に係る金額を含む。

受取利息および支払利息の増減分析

(単位：百万人民币元)

2024年6月30日に終了した6か月間と
2023年6月30日に終了した6か月間の比較

	増加/(減少)原因		純増/(減)
	金額	金利	
資産			
顧客貸出金等	50,942	(52,179)	(1,237)
投資	21,558	(8,396)	13,162
中央銀行預け金	218	634	852
銀行およびその他の金融機関預け金	10,367	1,326	11,693
受取利息の増減	83,085	(58,615)	24,470
負債			
預金	22,785	(9,015)	13,770
銀行およびその他の金融機関預り金	21,933	4,839	26,772
発行社債および譲渡性預金	8,321	(1,356)	6,965
支払利息の増減	53,039	(5,532)	47,507
純受取利息の増減	30,046	(53,083)	(23,037)

(注) 金額の増減は平均残高の増減により測定されており、金利の増減は平均金利の増減により測定されている。金額と金利の組み合わせによる増減は取引高による増減に割り当てられている。

受取利息

顧客貸出金等からの受取利息

顧客貸出金等からの受取利息は、前年同期比1,237百万人民币元（0.3％）減少して476,198百万人民币元となった。これは主に、顧客貸出金等の平均収益率が43ベース・ポイント低下し、平均残高が11.4％増加して、収益率の低下が一部相殺されたことによるものである。

顧客貸出金等の平均収益率の満期日構成別分析

(単位：百万人民币元、％を除く。)

	2024年6月30日に終了した6か月間			2023年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	受取利息	平均収益率 (%)	平均残高	受取利息	平均収益率 (%)
短期貸出金	6,310,458	93,344	2.97	5,475,802	88,686	3.27
中長期貸出金	20,868,409	382,854	3.69	18,927,045	388,749	4.14
顧客貸出金等合計	27,178,867	476,198	3.52	24,402,847	477,435	3.95

顧客貸出金等の平均収益率の事業分野別分析

(単位：百万人民币、％を除く。)

	2024年6月30日に終了した6か月間			2023年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	受取利息	平均収益率 (%)	平均残高	受取利息	平均収益率 (%)
法人貸出金	16,074,948	266,213	3.33	13,819,436	253,224	3.70
割引手形	1,243,561	8,419	1.36	1,120,051	8,701	1.57
個人貸出金	8,563,600	161,611	3.80	8,117,960	178,036	4.42
海外事業	1,296,758	39,955	6.20	1,345,400	37,474	5.62
顧客貸出金等合計	27,178,867	476,198	3.52	24,402,847	477,435	3.95

投資からの受取利息

投資からの受取利息は、前年同期比13,162百万人民币（7.9％）増加して178,910百万人民币となった。これは主に、投資の平均残高が13.1％増加し、平均収益率が17ベース・ポイント低下して、規模の拡大の影響が一部相殺されたことによるものである。

中央銀行預け金からの受取利息

中央銀行預け金からの受取利息は、前年同期比852百万人民币（3.2％）増加して27,068百万人民币となった。

銀行およびその他の金融機関預け金からの受取利息

銀行およびその他の金融機関預け金からの受取利息は、前年同期比11,693百万人民币（43.0％）増加して38,877百万人民币となった。これは主に、同業他社からの融資の規模の拡大によるものである。

支払利息

預金の支払利息

預金の支払利息は、前年同期比13,770百万人民币（4.8％）増加して298,566百万人民币となった。これは主に、顧客預り金の平均残高が8.1％増加し、平均費用率が6ベース・ポイント低下して、規模の拡大の影響が一部相殺されたことによるものである。

預金の平均費用率の商品別分析

(単位：百万人民币、%を除く。)

	2024年6月30日に終了した6か月間			2023年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	支払利息	平均費用率 (%)	平均残高	支払利息	平均費用率 (%)
法人顧客預金						
定期	7,956,035	100,162	2.53	6,885,096	93,395	2.74
要求払	6,842,825	33,854	0.99	7,299,487	36,208	1.00
小計	14,798,860	134,016	1.82	14,184,583	129,603	1.84
個人顧客預金						
定期	10,724,694	131,631	2.47	9,190,920	124,057	2.72
要求払	5,992,035	6,762	0.23	5,814,584	7,775	0.27
小計	16,716,729	138,393	1.66	15,005,504	131,832	1.77
海外事業	1,135,200	26,157	4.63	1,023,439	23,361	4.60
預金合計	32,650,789	298,566	1.84	30,213,526	284,796	1.90

銀行およびその他の金融機関預り金の支払利息

銀行およびその他の金融機関預り金の支払利息は、前年同期比26,772百万人民币（55.9%）増加して74,688百万人民币となった。これは主に、借入資金の適切な準備および借入先の多角的拡大によるものである。

発行社債および譲渡性預金の支払利息

発行社債および譲渡性預金の支払利息は、前年同期比6,965百万人民币（25.9%）増加して33,849百万人民币となった。これは主に、譲渡性預金（NCD）の規模が拡大したことによるものである。

利息外収益

2024年上半期の当行の利息外収益は、3,870百万人民币（4.2%）減少して88,049百万人民币となり、当行の営業収益に占める割合は21.9%となった。具体的には、純受取手数料等は6,060百万人民币（8.2%）減少して67,405百万人民币、その他の利息外収益は2,190百万人民币（11.9%）増加して20,644百万人民币となった。

純受取手数料等

	(単位：百万人民元、%を除く。)			
	2024年6月30日に 終了した6か月間	2023年6月30日に 終了した6か月間	増加/ (減少)	増加率 (%)
決済・清算業務および現金管理	26,163	24,398	1,765	7.2
投資銀行業務	14,835	13,677	1,158	8.5
個人向け資産運用およびプライベート・ バンキング・サービス	10,281	14,019	(3,738)	(26.7)
銀行カード業務	9,145	10,234	(1,089)	(10.6)
法人向け資産運用サービス	5,794	6,863	(1,069)	(15.6)
資産保管業務	4,118	4,380	(262)	(6.0)
保証およびコミットメント業務	2,978	5,865	(2,887)	(49.2)
信託および代理サービス	1,435	1,372	63	4.6
その他	1,624	1,555	69	4.4
受取手数料等	76,373	82,363	(5,990)	(7.3)
控除：支払手数料等	8,968	8,898	70	0.8
純受取手数料等	67,405	73,465	(6,060)	(8.2)

2024年上半期の当行の純受取手数料等は、前年同期比6,060百万人民元（8.2%）減少して67,405百万人民元となった。決済・清算業務および現金管理による収益は、主に第三者決済、外国為替決済および購入、外国為替取引および現金管理等による収益が増加したことにより、1,765百万人民元増加した。投資銀行業務による収益は、主にシンジケートローンのアレンジメント、引受けおよび管理、ならびに投資・金融顧問業等による収益が増加したことにより、1,158百万人民元増加した。公募ファンドの支払手数料の改正、「規制当局に報告された慣行に一致する支払手数料慣行」の保険規則の施行、資本市場の変動、投資家のリスク選好の変化およびその他の要因の影響を受けて、個人向け資産運用およびプライベート・バンキング・サービス、法人向け資産運用サービスならびに資産保管業務による収益は減少した。保証およびコミットメント業務による収益は、手数料引下げにより減少した。住民の消費選好が回復基調にあること等の要因の影響を受けて、銀行カード業務による収益は減少した。

その他の利息外関連利益

	(単位：百万人民元、%を除く。)			
	2024年6月30日に 終了した6か月間	2023年6月30日に 終了した6か月間	増加/ (減少)	増加率 (%)
トレーディング純収益	9,612	9,871	(259)	(2.6)
金融投資に係る純利得	14,744	12,664	2,080	16.4
その他の純営業収益	(3,712)	(4,081)	369	該当なし
合計	20,644	18,454	2,190	11.9

その他の利息外関連利益は、前年同期比2,190百万人民币（11.9％）増加して20,644百万人民币となった。具体的には、トレーディング純収益の減少は、主にデリバティブの評価額が減少したことによるものである。金融投資に係る純利得の増加は、主に債券および資本性金融商品による収益が増加したことによるものである。その他の純営業収益の減少は、保険業務およびオペレーティング・リースによる収益が増加したことによるものである。

営業費用

(単位：百万人民币、％を除く。)				
	2024年6月30日に 終了した6か月間	2023年6月30日に 終了した6か月間	増加/ (減少)	増加率 (％)
人件費	63,317	63,000	317	0.5
固定資産費用	13,142	13,706	(564)	(4.1)
税金および追徴金	5,550	5,498	52	0.9
償却費	2,379	2,126	253	11.9
その他	20,820	21,049	(229)	(1.1)
合計	105,208	105,379	(171)	(0.2)

減損損失

2024年上半期の当行の信用減損損失は、20,258百万人民币（16.6％）減少して101,809百万人民币となった。具体的には、貸出金に係る減損損失は、14,020百万人民币（12.9％）減少して94,526百万人民币となった。その他の資産に係る減損損失は、72百万人民币（38.3％）増加して260百万人民币となった。

法人所得税

法人所得税は、前年同期比3,047百万人民币（10.5％）減少して25,888百万人民币となった。実効法人所得税率は、法定法人所得税率（25％）よりも低い13.13％となった。これは、主に中国国債および地方政府債からの受取利息が税法上非課税であるためである。

セグメント情報

事業セグメント情報の要約

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2024年6月30日に終了した6か月間		2023年6月30日に終了した6か月間	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
営業収益	401,999	100.0	428,906	100.0
法人金融	187,339	46.6	201,765	47.0
個人金融	162,451	40.4	168,944	39.4
資金業務	49,749	12.4	55,464	12.9
その他	2,460	0.6	2,733	0.7
税引前利益	197,184	100.0	203,655	100.0
法人金融	92,620	47.0	60,960	29.9
個人金融	63,520	32.2	103,749	50.9
資金業務	38,074	19.3	35,171	17.3
その他	2,970	1.5	3,775	1.9

所在地別セグメント情報の要約

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2024年6月30日に終了した6か月間		2023年6月30日に終了した6か月間	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
営業収益	401,999	100.0	428,906	100.0
本店	9,832	2.4	22,147	5.2
長江デルタ	77,150	19.2	80,294	18.7
珠江デルタ	53,900	13.4	59,722	13.9
環渤海地区	83,792	20.8	81,995	19.1
中部地区	58,146	14.5	61,829	14.4
西部地区	63,957	15.9	68,772	16.0
東北地区	14,692	3.7	16,202	3.8
海外その他	40,530	10.1	37,945	8.9
税引前利益	197,184	100.0	203,655	100.0
本店	(23,538)	(11.9)	(19,942)	(9.8)
長江デルタ	48,108	24.4	46,209	22.7
珠江デルタ	21,478	10.9	26,767	13.1
環渤海地区	57,209	29.0	45,940	22.6
中部地区	26,524	13.5	33,145	16.3
西部地区	32,481	16.5	37,737	18.5
東北地区	6,597	3.3	8,043	4.0
海外その他	28,325	14.3	25,756	12.6

貸借対照表の分析

2024年上半期、当行は、マクロ経済・金融政策および規制要件を真摯に実行し、資産・負債の総額および構造的分配戦略を動的に最適化して、見やすく健全な貸借対照表の作成に努め、価値創造、市場における地位、リスク管理および自己資本比率規制の動的均衡を図ることを目指した。

当行は質の高い融資の供給の改善に力を入れた。現代的な事業所を中心として、投資と融資の総合的開発戦略を堅持し、科学技術金融、グリーン・ファイナンス、インクルーシブ・ファイナンス、年金ファイナンスおよびデジタル・ファイナンスの「5つの優先課題」、ならびに主要戦略、重点分野および弱点事項により多くのリソースを割り当てた。当行は、新たな質の高い生産力の増強を加速する支援を行い、多様な資金源システムの強化を継続した。また、GBC+プロジェクトを着実に進め、「大・中小零細企業および個人顧客」と協調関係にある顧客構成を構築し、資本連鎖、顧客連鎖、サービス連鎖および価格連鎖を連繋させ、預金の質の高い発展の基盤を強化した。当行は、金融債券やNCD等の複数のチャネルの資金源メカニズムを継続的に改善し、資金源と資金活用のマッチングを促進した。

資産配分

2024年6月末現在の当行の総資産額は、前年末比2,419,457百万人民元（5.4％）増加して47,116,536百万人民元となった。具体的には、顧客貸出金等の合計（以下「貸出金合計」と総称する。）が1,751,068百万人民元（6.7％）増加して27,837,550百万人民元、投資が1,139,254百万人民元（9.6％）増加して12,988,922百万人民元、現金および中央銀行預け金が414,165百万人民元（10.2％）減少して3,628,128百万人民元となった。

	2024年6月30日現在		2023年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
顧客貸出金等合計	27,837,550	-	26,086,482	-
加算：未収利息	58,990	-	56,452	-
控除：償却原価で測定する顧客貸出金等に係る減損損失引当金	818,573	-	756,001	-
顧客貸出金等（純額）	27,077,967	57.5	25,386,933	56.8
投資	12,988,922	27.6	11,849,668	26.5
現金および中央銀行預け金	3,628,128	7.7	4,042,293	9.0
銀行およびその他の金融機関預け金	1,261,401	2.7	1,116,717	2.5
リバース・レポ契約	909,808	1.9	1,224,257	2.7
その他	1,250,310	2.6	1,077,211	2.5
資産合計	47,116,536	100.0	44,697,079	100.0

貸出金

当行は、資産の質を安定した制御可能な状態に維持しつつ、与信の安定および継続を維持し、クレジット構造の調整および最適化を行い、質の高い金融サービスにより質の高い発展を促進するためのあらゆる取組みを行った。当行は、引き続き重点分野（製造業、科学技術革新、戦略的新興産業、グリーン・ファイナンス、インクルーシブ・ファイナンスおよび農業関連分野等）に対する与信支援を強化した。2024年6月末現在、貸出金等合計は前年末比1,751,068百万人民币（6.7%）増加して27,837,550百万人民币となった。このうち、国内支店における人民币建貸出金は、前年末比1,742,059百万人民币（7.1%）増加して26,133,584百万人民币となった。

貸出金の事業分野別内訳

	2024年6月30日現在		(単位：百万人民币、%を除く。)	
	金額	全体比(%)	2023年12月31日現在 金額	全体比(%)
法人貸出金	17,515,667	62.9	16,145,204	61.9
短期法人貸出金	4,057,155	14.6	3,681,064	14.1
中長期法人貸出金	13,458,512	48.3	12,464,140	47.8
割引手形	1,487,340	5.3	1,287,657	4.9
個人貸出金	8,834,543	31.8	8,653,621	33.2
住宅ローン	6,165,376	22.2	6,288,468	24.1
個人消費ローン	385,362	1.4	328,286	1.3
個人事業融資	1,571,756	5.6	1,347,136	5.2
クレジットカード貸越	712,049	2.6	689,731	2.6
合計	27,837,550	100.0	26,086,482	100.0

当行は、先進的製造業等の重点分野に対する与信の支援を強化し、従来型企業を支援してハイエンドでインテリジェント化されたグリーン化および改善を実現し、科学技術金融のライフサイクル・サービスシステム全般を改善し、戦略的新興産業、技術（ハイテク）産業等の分野を積極的に支援し、新たな質の高い生産力の増強を図った。当行は、省エネ、環境保護、クリーンエネルギー等の重点産業を積極的に支援し、グリーン・低炭素経済の改革および発展を促進した。都市部不動産融資の調整メカニズムの実装・実施を積極的に進め、不動産会社の合理的な資金調達ニーズを支援し、「市場ベース+手頃な価格」の住宅供給システムに対する資金供給を増加した。法人貸出金は、前年末比1,370,463百万人民币（8.5%）の増加となった。具体的には、短期法人貸出金が前年末比376,091百万人民币、中長期法人貸出金が前年末比994,372百万人民币、それぞれ増加した。

当行は、顧客の資金需要、ならびに生産および運営の重点分野を中心として、様々な措置を講じて、小規模・零細企業の所有者および自営業者向けの貸出金を増やした。また、当行は、デジタル化およびエンパワメントを推し進め、個人消費ローン手続きの最適化を図り、個人消費ローンの利用の促進および利便性の向上を図った。個人貸出金は、前年末比180,922百万人民币（2.1%）の増加となった。具体的には、個人消費ローンが57,076百万人民币（17.4%）、個人事業融資が224,620百万人民币（16.7%）増加した。

投資

当行は、国家発展戦略の実施を積極的に支援し、実体経済への貢献の取組みを強化し、投資価値ならびに金利リスクの防止および管理の連繫を図り、投資の種類と期間の構成を合理的に調整した。2024年6月末現在、投資は、前年末比1,139,254百万人民元（9.6％）増加して12,988,922百万人民元となった。このうち、債券は、1,114,092百万人民元（9.8％）増加して12,471,819百万人民元となった。

	2024年6月30日現在		2023年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
債券	12,471,819	96.1	11,357,727	95.9
資本性金融商品	187,144	1.4	187,835	1.6
ファンドその他	197,569	1.5	183,391	1.5
未収利息	132,390	1.0	120,715	1.0
合計	12,988,922	100.0	11,849,668	100.0

債券投資の発行体別内訳

	2024年6月30日現在		2023年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
政府・中央銀行債券	9,586,941	76.9	8,759,237	77.1
政策銀行債券	812,582	6.5	811,946	7.1
銀行およびその他の金融機関債券	1,362,190	10.9	1,065,147	9.4
企業債	710,106	5.7	721,397	6.4
合計	12,471,819	100.0	11,357,727	100.0

発行体別の内訳では、前年末比で、政府・中央銀行債券は827,704百万人民元（9.4％）増加、政策銀行債券は636百万人民元（0.1％）増加、銀行およびその他の金融機関債券は297,043百万人民元（27.9％）増加、企業債は11,291百万人民元（1.6％）減少となった。

債券投資の残存期間別内訳

残存期間	2024年6月30日現在		2023年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
無期限 ⁽¹⁾	142	0.0	117	0.0
3か月未満	912,972	7.3	690,280	6.0
3から12か月	1,768,966	14.2	1,495,238	13.2
1年から5年	4,654,411	37.3	4,219,958	37.2
5年超	5,135,328	41.2	4,952,134	43.6
合計	12,471,819	100.0	11,357,727	100.0

（注1）延滞債券を指す。

債券投資の通貨別内訳

(単位：百万人民元、％を除く。)

	2024年6月30日現在		2023年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
人民元建債券	11,588,308	93.0	10,497,153	92.4
米ドル建債券	553,736	4.4	554,737	4.9
その他の外貨建債券	329,775	2.6	305,837	2.7
合計	12,471,819	100.0	11,357,727	100.0

通貨別の内訳では、前年末比で人民元建債券が1,091,155百万人民元（10.4％）増加、米ドル建債券が1,001百万人民元（0.2％）相当額減少、その他の外貨建債券が23,938百万人民元（7.8％）相当額増加した。本報告対象期間中、当行は、債券の流動性、安全性および収益性を考慮して、通貨金利および外貨資金ポジションの変化に基づき通貨構成を合理的に調整し、外貨資金の利用効率を高めた。

投資の測定方法別内訳

(単位：百万人民元、％を除く。)

	2024年6月30日現在		2023年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
純損益を通じて公正価値で測定する金融投資	916,147	7.1	811,957	6.9
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資	2,641,676	20.3	2,230,862	18.8
償却原価で測定する金融投資	9,431,099	72.6	8,806,849	74.3
合計	12,988,922	100.0	11,849,668	100.0

2024年6月末現在の当グループの保有する金融債券⁽¹⁾は2,084,463百万人民元となった。うち、政策銀行債券は812,582百万人民元、銀行および銀行以外の金融機関が発行した債券は1,271,881百万人民元となり、金融債券全体に占める割合は、それぞれ39.0％、61.0％となった。

（注１）金融債券とは、債券市場において金融機関が発行した社債をいい、これには、政策銀行、銀行およびその他の金融機関が発行した債券が含まれるが、リストラクチャリングおよび中央銀行債券に関する社債は除く。

当行が保有する金融債券上位10本

(単位：百万人民币、%を除く。)

債券名	額面金額	年利(%)	満期日	減損損失 引当金 ⁽¹⁾
2015年政策銀行債券	21,967	4.21	2025年4月13日	-
2020年政策銀行債券	19,469	3.23	2030年3月23日	-
2022年政策銀行債券	19,409	2.77	2032年10月24日	-
2020年政策銀行債券	18,042	2.96	2030年4月17日	-
2022年政策銀行債券	17,850	2.90	2032年8月19日	-
2019年政策銀行債券	17,407	3.45	2029年9月20日	-
2015年政策銀行債券	16,516	4.29	2025年4月7日	-
2019年政策銀行債券	16,351	3.48	2029年1月8日	-
2020年政策銀行債券	15,130	3.79	2030年10月26日	-
2020年政策銀行債券	14,299	3.70	2030年10月20日	-

(注1) 予想信用損失モデルに従って計上されたステージ1の減損損失引当金を除く。

負債

2024年6月末現在の当行の総負債額は、前年末比2,331,544百万人民币(5.7%)増加して43,252,035百万人民币となった。

(単位：百万人民币、%を除く。)

	2024年6月30日現在		2023年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
顧客預り金	34,107,316	78.9	33,521,174	81.9
銀行およびその他の 金融機関預り金	4,113,777	9.5	3,369,858	8.2
レボ契約	1,647,326	3.8	1,018,106	2.5
発行社債	1,588,738	3.7	1,369,777	3.3
その他	1,794,878	4.1	1,641,576	4.1
負債合計	43,252,035	100.0	40,920,491	100.0

顧客預り金

顧客預り金は、当行の主要な資金源である。当行は、質の高い預金開拓志向に則り、安定した預金全般の伸びを受けて、GBC+プロジェクトを強力に推し進め、包括的金融サービスにおける優位性を発揮し、「大・中小零細企業および個人顧客」という協調したエコシステムの構築を継続した。2024年6月末現在の顧客預り金は、前年末比586,142百万人民元（1.7％）増加して34,107,316百万人民元となった。顧客別では、法人顧客預金が330,358百万人民元（2.0％）減少し、個人顧客預金が955,793百万人民元（5.8％）増加した。満期別では、定期預金が603,812百万人民元（3.1％）増加し、要求払預金は21,623百万人民元（0.2％）増加した。通貨別では、人民元建預金が557,010百万人民元（1.7％）増加して32,394,845百万人民元となり、外貨建預金が29,132百万人民元（1.7％）増加して1,712,471百万人民元相当額となった。

顧客預り金の事業分野別内訳

	2024年6月30日現在		(単位：百万人民元、％を除く。)	
	金額	全体比(%)	2023年12月31日現在 金額	全体比(%)
法人顧客預金				
定期	8,556,554	25.1	8,843,237	26.4
要求払	7,323,016	21.6	7,366,691	22.0
小計	15,879,570	46.7	16,209,928	48.4
個人顧客預金				
定期	11,372,222	33.3	10,481,727	31.3
要求払	6,149,139	18.0	6,083,841	18.1
小計	17,521,361	51.3	16,565,568	49.4
その他の預金⁽¹⁾	212,811	0.6	210,185	0.6
未収利息	493,574	1.4	535,493	1.6
合計	34,107,316	100.0	33,521,174	100.0

（注1）仕向送金および未払送金を含む。

顧客預り金の地域別内訳

	2024年6月30日現在		(単位：百万人民元、％を除く。)	
	金額	全体比(%)	2023年12月31日現在 金額	全体比(%)
本店	30,458	0.1	32,408	0.1
長江デルタ	6,878,053	20.2	7,120,750	21.2
珠江デルタ	4,410,998	12.9	4,618,362	13.8
環渤海地区	9,389,427	27.5	8,811,355	26.3
中部地区	5,055,475	14.8	4,855,178	14.5
西部地区	5,271,892	15.5	5,219,348	15.6
東北地区	1,873,906	5.5	1,768,620	5.3
海外その他	1,197,107	3.5	1,095,153	3.2
合計	34,107,316	100.0	33,521,174	100.0

レポ契約

レポ契約は、前年末比629,220百万人民元（61.8％）増加して1,647,326百万人民元となった。これは主に、当行がレポ契約に基づき債券を増やし、様々な方法で資金源を拡大したことによるものである。

自己資本比率およびレバレッジ比率

2024年1月1日以降、当行は、資本管理規則に従い全てのレベルの自己資本比率を算出している。当行は、規制当局が承認した先進的自己資本の測定手法の適用範囲に従って、法人向け信用リスクに基礎的内部格付手法（「IRB」）および個人向け信用リスクに先進的IRB手法を採用し、規制要件を充足した。IRB手法の対象外の信用リスクについては加重手法を採用し、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクについては標準的手法を採用した。

2024年6月末現在の資本管理規則に基づいて当行が算出した普通株式等Tier1自己資本比率、Tier1自己資本比率、自己資本比率およびレバレッジ比率は、それぞれ13.84％、15.25％、19.16％および7.80％となり、いずれも規制要件を充たしている^{（1）}。

（注1）当行の自己資本比率およびレバレッジ比率は共に、システム上重要な銀行向けの別の規制要件を満たしている。

自己資本比率

(単位：百万人民元、%を除く。)

2024年6月30日現在

普通株式等Tier 1 資本	3,491,035
払込資本	356,407
資本準備金の有効部分	148,141
利益準備金	428,457
一般準備金	561,845
利益剰余金	1,962,107
非支配持分の有効部分	3,794
その他の累積包括利益	30,284
普通株式等Tier 1 資本控除	13,891
のれん	8,598
土地使用権以外のその他無形資産	8,592
貸借対照表上公正価値評価されていないヘッジ項目に関するキャッシュ・フロー・ヘッジ準備金	(3,299)
普通株式等Tier 1 資本（純額）	3,477,144
その他Tier 1 資本	355,028
その他Tier 1 資本商品および関連プレミアム	354,331
非支配持分の有効部分	697
Tier 1 資本（純額）	3,832,172
Tier 2 資本	980,234
Tier 2 資本商品の有効部分および関連プレミアム	545,804
貸出金減損の超過引当金	433,312
非支配持分の有効部分	1,118
自己資本の額（純額）	4,812,406
リスク加重資産⁽¹⁾	25,123,488
普通株式等Tier 1 自己資本比率（%）	13.84
Tier 1 自己資本比率（%）	15.25
自己資本比率（%）	19.16

（注1）資本フロアおよび調整を考慮した後のリスク加重資産を表している。

（注2）資本管理規則の関連条項に従い、過去のデータの遡及開示は行わない。

リスク加重資産

	(単位：百万人民元) 2024年6月30日現在
信用リスク加重資産	22,654,841
内部格付手法の対象部分	14,703,858
内部格付手法の対象外部分	7,950,983
市場リスク加重資産	585,696
オペレーショナル・リスク加重資産	1,882,951
合計	25,123,488

レバレッジ比率

	(単位：百万人民元、%を除く。) 2024年6月30日現在
Tier 1 資本	3,832,172
貸借対照表計上・非計上資産の 調整後残高	49,146,136
レバレッジ比率(%)	7.80

(2) 財政状態

上記「3(1) 経営成績の状況」を参照のこと。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動による純キャッシュ・フローは、前年同期比1,270,286百万人民元減少して26,983百万人民元となった。これは主に、顧客預り金の純増加の減少によるものである。具体的には、運用資産のキャッシュ・アウトフローは315,672百万人民元減少し、営業負債のキャッシュ・インフローは1,547,766百万人民元減少した。

投資活動による純キャッシュ・アウトフローは、788,118百万人民元となった。具体的には、キャッシュ・インフローは、前年同期比194,048百万人民元増加して2,204,541百万人民元となった。これは主に、販売および金融投資の償還による現金収入の増加によるものである。キャッシュ・アウトフローは、525,345百万人民元増加して2,992,659百万人民元となった。これは主に、金融投資の現金払いの増加によるものである。

財務活動によるキャッシュ・フローは、182,804百万人民元となり、そのうち、キャッシュ・インフローは前年同期比204,921百万人民元増加して923,047百万人民元となった。これは主に、負債性証券の発行による現金収入の増加によるものである。キャッシュ・アウトフローは、前年同期比253,989百万人民元増加して740,243百万人民元となった。これは主に、負債性証券の返済のための現金払いと負債性証券の利払いの増加によるものである。

(4) 生産、受注および販売の状況

上記「3 (1) 経営成績の状況」および下記「3 (5) 経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(5) 経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

本年年初より、複雑で厳しい外部環境の中で、当行は、習近平の金融に関する経済思想を学び、これを実行し、安定の中で進歩を求めるという一般原則を堅持した。当行は、中央検査を受ける機会に、党の規律学習と教育を実施し、金融業務の政治性および市民志向性を貫徹し、党建理論の指導を遵守し、インテリジェント・リスク管理、現代的な事業所、デジタル化の推進、多様な構造およびエコロジカルな基盤の「5つのトランスフォーメーション」を加速させた。当行は、困難に直面しているにもかかわらず、景気回復の定着および強化に積極的に関わり、重要な下支え的役割を果たし、主要な業績評価指標の安定化を図りつつ、質の高い発展を着実に進めた。

上半期は、当グループの様々な事業セグメントが一体となって、資産、資本および資金の動的均衡を実現した。「強力・優秀・大規模」の中核指標は堅調な伸びを示し、強靱な経営体質を示している。当行は、401,999百万人民元の営業収益を達成し、171,296百万人民元の純利益を生み出し、平均総資産利益率（ROA）と加重平均自己資本利益率（ROE）の年率換算値はそれぞれ0.75%および9.53%であった。中間配当金51,109百万人民元を初めて分配することを予定しており、配当性向は30.0%となる。当行は、中国において初めてTLAC非資本債券を発行した。自己資本比率は19.16%、不良債権比率は年初比0.01パーセント・ポイント低下して1.35%、不良債権に対する引当金の比率は同4.46パーセント・ポイント上昇して218.43%、引当金残高総額は954,237百万人民元となり、リスク耐性能力が一段と強化された。

資産は安定成長を維持し、実体経済への貢献の質および効率性が引き続き向上した。当行は、責任および中核事業を強調し、各種マクロ経済政策を積極的に実施し、投融資の総額、構成、増加額および現存額を上手く活用して、実体経済の金融ニーズをよりの確かつ効果的に満たした。国内支店の人民元建貸出金は1.74兆人民元（7.1％）増加し、人民元建債券投資は1.09兆人民元増加し、引受主幹事行としての国内引受債券は769,533百万人民元となっており、いずれも市場において首位を占めた。当行は、科学技術金融、グリーン・ファイナンス、インクルーシブ・ファイナンス、年金ファイナンスおよびデジタル・ファイナンスの「5つの優先課題」を着実に推し進め、主要戦略、重点分野および弱点事項について金融サービスの質を強化した。製造業に対する貸出金、戦略的新興産業に対する貸出金、グリーンローンおよびインクルーシブ・ローンは、それぞれ13.0％、14.7％、13.7％、21.5％増加し、貸出金合計の平均成長率を上回った。当行は、「主要戦略および重点分野」、「更新および下取り」ならびに「3つの主要プロジェクト」⁽¹⁾等の分野のサービスを強化するとともに、都市部不動産融資の調整メカニズムを積極的に実施して、時宜に合った住宅供給を確保する強力な支援を行った。消費促進と内需拡大努力により、個人消費ローン、事業融資およびクレジットカードの貸越の総額は304,014百万人民元増加した。当行は、決済の円滑化や高齢者向けサービスを大幅に拡充し、「By Your Side and As Your Trust（お客様の信頼を得てお客様のそばに）」というブランド価値を継続的に向上させてきた。

セキュリティの防衛線をしっかりと強化し、多様なリスク全体を管理できるようにする。当行は、リスクの「早期発見、警戒、エクスポージャーおよび解決」の原則を貫き、発展と安全の調整を図り、「積極的防止、スマート・コントロールおよび包括的管理」の手順に従い、「5つのリスク管理アプローチ」⁽²⁾を徹底し、その結果順調な発展を遂げた。当行は、引き続き資産の質の課題に取り組み、投資銀行の思考法をさらに応用して既存資産の活性化を図り、増分資産を上手く活用した。不動産、地方政府債務、中小金融機関等の重点分野から生じるリスクは、効果的に管理されており、資産の質全体の安定に寄与している。当行は、リスクに対する当グループの内部管理システムおよびメカニズムを改善し、リスク責任者を増強し、「3つの防衛線」の結合力を引き続き向上した。企業レベルのインテリジェント・リスク管理プラットフォームの構築を加速し、当グループのサイバーセキュリティの協調管理を強化した。当行は、ソースを管理し、潜在的リスクを排除することにより、「常時警戒を怠らない」強い責任感をもって職場の安全を確保した。継続的かつ安定的な事業運営を行い、顧客や従業員の生命および財産の安全を効果的に保護している。

改革およびトランスフォーメーションは進んでおり、質の高い発展の勢いは継続的に高まっている。当行は、誠実性と革新を堅持しながら、当グループの発展計画を強力に実行し、弱点を補いつつ強みをさらに強化し、基盤を固め、より多くの成長源を活用した。当行は「GBC+」プロジェクトを推し進め、「世帯単位で土地を配分し、世帯別にその評価を行う」メカニズム⁽³⁾を完全に実施した。法人顧客、個人顧客およびインクルーシブ顧客の数は、それぞれ788,000社、8,932,000人および463,000人増加した。当行は、金融業界初の金融インフラサービス・プログラムを開始し、産業資金の顧客管理システムを改善し、金融協力エコシステムを継続的に強化した。当行は、顧客の資金フローを階層別およびカテゴリー別に追跡/分析し、コスト削減と負債の構造的最適化を進めた。当行の人民元建預金残高は557,010百万人民元増加して32.39兆人民元となり、大幅な安定化を実現した。個人金融資産の運用残高（AUM）は21.77兆人民元となった。当行は、その世界的な金融サービス・ネットワークに依拠して人民元の国際化に積極的に貢献した。2024年上半期のクロスボーダー人民元業務は4.75兆人民元に達した。D-ICBCの構築は引き続き進められた。当行は、モバイルバンキングのバージョン9.0をリリースし、金融市場、信用リスク管理、インターネット金融等の数十の事業シナリオに適用されてきた数千億規模の大規模モデル技術の構築とエンパワメントを推し進め、新たな成長の推進力および新たな優位性が加速的に強化された。

- （注1）「主要戦略および重点分野」とは、重点分野における主要国家戦略の実施およびセキュリティ能力の構築、「更新および下取り」とは、設備の更新および旧消費財の下取り、「3つの主要プロジェクト」とは、政府助成住宅、アーバンビレッジの再開発および緊急ニーズに対応し得る二重用途の公共インフラをいう。
- （注2）「5つのリスク管理アプローチ」とは、本支店、国内外の機関、オンバランスおよびオフバランス事業、オンラインおよびオフライン事業、商業銀行業務、投資銀行業務の従属機関のリスク管理システム全般をいう。
- （注3）「世帯単位で土地を配分し、世帯別にその評価を行う」とは、最も幅広い顧客基盤の維持システムを改善して、管理対象顧客の「担当分野」を定義し、サービスの質と効率性の向上を図ることをいう。

4 【経営上の重要な契約等】

本報告対象期間中、当行は重要な資産の取得、売却および合併を行わなかった。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当該半期中に重要な変更はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

(2024年6月30日現在)

授權株数 ⁽¹⁾	発行済株式総数	未発行株式数 ⁽¹⁾
-	357,701,257,089株 ⁽²⁾	-

注

(1) 中国会社法は、授權株式の制度を定めていない。

(2) A株式269,612,212,539株、H株式86,794,044,550株、国外優先株式145,000,000株および国内優先株式1,150,000,000株で構成されている。

【発行済株式】

(2024年6月30日現在)

記名・無記名の別 および 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面1.00人民元	普通株式	356,406,257,089株	A株式：上海証券取引所 H株式：香港証券取引所 メインボード	該当事項なし
記名式額面100人民元	優先株式	1,295,000,000株	国外優先株式：香港証券取引所 国内優先株式：上海証券取引所	下記「優先株式 についての特 則」を参照

優先株式についての特則

米ドル国外優先株式

(1) 発行される優先株式の種類

中国国外市場で当行が発行する優先株式の種類は、中華人民共和国および国外の法律、規則および規制文書の要件を満たす優先株式（以下「国外優先株式」といい、中国国内市場で発行される優先株式（以下「国内優先株式」という。）と併せて「優先株式」という。）とする。

(2) 額面価額

1株当たりの額面価額は100人民元である。

(3) 満期日

国外優先株式は永久優先株式であるため、満期日は設定しない。当行は、発行要項に定める場合に限り国外優先株式を償還する権利を有する。国外優先株式は国外優先株主の選択により償還することはできず、また、国外優先株主は、当行に対し国外優先株式の償還を請求する権利を有さない。

(4) 配当金

発行要項の規定に従い、各国外優先株式の保有者は非累積型配当をこれが中止されない限り受領する権利を有するものとし、配当金の支払は年1回の後払いとする。

発行要項の規定に従い、各配当金は年1回9月23日に後払いで支払われる。発行要領の規定に従い、第1回目の配当支払日は2021年9月23日であった。

発行要項の規定に従い、発行日（当日を含む。）から第1リセット日（当日を含まない。）までの期間中の各配当支払日に支払われる配当金は、国外優先株式の残余財産優先分配権1,000米ドル当たり35.8米ドルとする。

(5) 配当率

国外優先株式は、その残余財産優先分配権について以下の該当配当率で配当が発生する。

- (a) 発行日（当日を含む。）から第1リセット日（当日を含まない。）までについては、年率3.58%
- (b) 以降、第1リセット日および以降の各リセット日（当日を含む。）から翌リセット日（当日を含まない。）までの期間については、該当するリセット配当率

ただし、配当率は、いかなる場合においても年率13.42%（すなわち、発行日前の直近2会計年度の当行の加重平均株主資本利益率の平均（「有価証券を公募する会社による情報開示の作成に関する規則第9号（資本利益率と一株当たり利益の計算および開示）」（2010年改訂、その後の改訂を含む。）に従い決定され、当行の普通株式の保有者に帰属する利益率に基づき計算される。）を上回らないものとする。

(6) 配当の分配条件

各配当支払日における配当金の支払は以下を条件とする。

- (a) 取締役会が当行の定款に従い配当宣言の決議を可決していること
- (b) 当行が、法律に従って過年度の欠損金を補填し、法定準備金を積み立て、かつ一般引当金を計上した後も分配可能税引後利益（すなわち、中国の会計基準または国際財務報告基準に従って作成された親会社の財務諸表に表示されている未分配利益のいずれか少ない金額）を有していること
- (c) 当行の該当する自己資本比率が規制上の要件を満たしていること

また、その都度株主総会において決議が可決されることを条件に、当行は、本来であれば配当支払日に支払われる予定であった配当（の全部または一部）を発行要項に定める方法により中止することができる。当行は、その裁量により、配当中止により生じた資金を使用して期限が到来するその他の債務の返済に充当することができる。発行要項に定める場合を除き、国外優先株主は、当該株主総会を招集し、これに出席し、または当該株主総会において議決権を行使する権利を有さないものとする。

発行要項に従った配当金（の全部または一部）の支払の中止は、目的の如何を問わず当行による債務不履行に該当しないものとする。配当金の支払は累積されない。当行が当該株主総会における決議および発行要項に従い配当（の全部または一部）を中止する場合、該当する配当期間中に国外優先株主に対して全額の分配がなされていない配当金は以降の配当期間に累積されない。

当行が発行要項に定める配当率で配当金の支払をした後は、国外優先株主は普通株主とともに当行の残余利益の分配を受ける権利を有さないものとする。

(7) 配当中止後の制限

当行が配当支払日に支払予定であった配当（の全部または一部）の中止を選択する場合（ただし、当該配当中止が存続不能に関するトリガー事象が発生したことにより発行要項に従ってなされた場合を除く。）、国外優先株式の配当（の全部または一部）を中止するには株主総会における決議の可決を要する。当行は、株主総会で可決された国外優先株式の配当（の全部または一部）の中止の決議はパリティ債務配当中止決議であることを約し、また、株主総会に対してパリティ債務配当中止決議でない国外優先株式の配当中止の決議を提案しないことを約する。発行要項に定める場合を除き、国外優先株主は、当該株主総会を招集し、これに出席し、または当該株主総会において議決権を行使する権利を有さないものとする。

株主総会においてパリティ債務配当中止決議が承認された日の翌日より、当行は、(i) 次の配当支払日に支払予定の配当金の国外優先株主に対する全額支払い、または、(ii) 発行済国外優先株式全ての償還、買入消却または転換のいずれか先に実施された時点まで、普通株式について、または他の種類の株式もしくは債務で国外優先株式に劣後し、もしくは劣後することが明示されているものについて、現金その他による分配、配当のいずれも実施しないものとし、また、現金その他による分配、配当のいずれも実施されないようにする。国外優先株式およびパリティ債務の配当金支払（の全部または一部）の中止は、発行要項に定める範囲に限り分配または配当の支払のみを制限し、当行に対するそれ以外の制約は構成しない。

(8) 存続不能に関するトリガー事象の発生による強制転換

存続不能に関するトリガー事象が発生した場合、当行は以下を全て実施するものとする（規制当局の承認を得たうえで実施するが、優先株主または普通株主の同意は要さない。）。

- (a) 転換日（当日を含む。）までに生じた未払の関連損失吸収額に関する配当を中止する。
- (b) 以下のとおり、国外優先株式の全部または一部を、転換日をもって、撤回不能として、発行要項に従いH株式に強制転換する。
 - (i) 国外優先株式は、同じトリガー事象による他の全ての追加的Tier 1 資本商品の償却、転換または消却と同時にその条件または適用法令に従い転換されるものとする。ただし、Tier 2 資本商品の償却、転換または消却より前に実施する。

- (ii) 国外優先株式は、(A) 国外優先株主が有する関連損失吸収額（1.00米ドル＝7.8492香港ドルの固定為替レートで香港ドルに転換されたもの）を(B) 有効な強制転換価格で除し、（適用法令により認められる範囲で）H株式の直近の整数に切り捨てた数と等しいH株式数に転換されるものとする。転換により生じたH株式1株未満の端株は発行されず、これに代わる現金支払またはその他の調整は行わない。

(9) 強制転換価格

国外優先株式の当初の転換価格は、H株式1株当たり5.73香港ドルであるが、発行要項に定める調整がなされることがある。

国外優先株式の当初の強制転換価格は、国外優先株式の発行計画に関する取締役会決議公告日（2018年8月30日）の前20取引日における当行H株式の平均取引価格に基づき計算された。

発行要項の規定に従い、次の場合には強制転換価格の調整がなされるものとする。

- (a) 当行が、無償交付または増資により、全額払込済みとして計上されているいずれかの種類の普通株式を普通株主に発行する場合
- (b) (i) 当行がいずれかの種類の普通株式（いずれかの発行済み金融商品に基づく当該種類の普通株式への転換、交換、その引受または購入の権利の行使により発行される当該種類の普通株式を除く。）を、当該新株発行の最初の公告（すなわち有効かつ撤回不能な発行条件を含む公告）のなされた日の直前の取引日における当該種類の普通株式1株当たりの終値（当該種類の普通株式が上場されている主たる証券取引所が公表するもの）を下回る当該種類の普通株式1株当たりの価格で発行する場合、または(ii) 当行が権利発行によりいずれかの種類の普通株式を発行する場合
- (c) 当行株式の買入消却、当行の合併・分割またはその他の事情による当行株式の種類、株式数、株主資本の変更により国外優先株主の権利および利益に影響がありうる場合

(10) 任意償還

規制当局の承認を得ていること（ただし国外優先株主または普通株主の同意は要さない。）、および償還の条件を満たしていることを条件として、当行は、国外優先株主および財務代理人に対する30日以上前の通知をして、第1リセット日およびこれ以降は国外優先株式が全て償還または転換されるまでの各配当支払日に国外優先株式の全部または一部を償還することができる。償還される各国外優先株式の償還価格は、その残余財産優先分配権および配当宣言されたが直前の配当支払日（当日を含む。）から償還予定日（当日を含まない。）までの期間において未払の配当金の合計と等しい金額とする。

(11) 清算時の地位および権利

当行清算時の国外優先株主に関する権利および請求権の順位は次のとおりとする。

- (a) (i) 当行の全負債（劣後債およびその他の負債を含むがパリティ債務を除く。）および(ii) 当行が発行または保証する債務で、国外優先株式に優先し、または優先することが明示されたものの所有者の権利および請求権に劣後する。
- (b) あらゆる点について国外優先株主間と同順位とし、国外優先株主間において優先順位はなく、また、パリティ債務の所有者の権利および請求権と同順位とする。
- (c) 普通株主の権利および請求権に優先する。

当行清算時の当行財産の分配の優先順位は、(i) 清算費用、(ii) 従業員給与、社会保険料および法定補償額、(iii) 個人預金の元利金、(iv) 未払の税金、(v) 当行のその他の債務とする。

当行清算時、上記(i)ないし(v)に従った分配がなされるまで当行財産は株主に分配されないものとする。上記(i)ないし(v)に従った分配がなされた後、当行の残余財産は、株式の種類と持株比率に応じて株主に分配されるものとする。国外優先株主の請求権は、パリティ債務の所有者の請求権と同順位とし、普通株主の請求権に優先するものとする。当行清算時に国外優先株主が各国外優先株式に関して受領する権利のある金額は、その残余財産優先分配権と当該国外優先株式について配当宣言されたが当期の配当期間において未払の配当金の合計に等しい金額とする。

当行清算時に国外優先株式および全てのパリティ債務についての金額の全額を支払うのに十分な残余財産がない場合、国外優先株式およびパリティ債務について各国外優先株主、または（場合に応じて）各パリティ債務の所有者がそれぞれ受領する権利のある総額の、全ての国外優先株式とパリティ債務の総額に対する割合に応じて残余財産を比例配分する。

当行清算時に国外優先株主が受領する権利のある金額が全額支払われた後は、当該国外優先株主は、当行の残余財産についての権利および請求権を有さない。

(12) 税金および源泉徴収

中国の法律により源泉徴収または控除が求められない限り、国外優先株式に関する残余財産優先分配権または配当金は全て、中国またはその下級行政機関もしくは中国国内の課税当局が課す、あるいはこれらに代わって課すあらゆる性質の全ての現在または将来の公租公課、査定額、行政費用を含まず、また、これらを源泉徴収または控除せずに支払われる。かかる場合には、発行要項に定める事由を条件として、当行は、当該源泉徴収または控除が求められなければ国外優先株主が受領していた金額を当該国外優先株主が受領できるように追加金額を支払うものとする。

(13) 議決権

発行要項に定める場合を除き、当行の定款に従い、国外優先株主は株主総会を招集し、これに出席し、または株主総会において議決権を行使する権利を有さないものとする。

当行の定款および発行要項に定める特定の場合に限り、国外優先株主は、特別決議について普通株主とは別の種類として議決権を行使することができる。国外優先株式1株につき、1個の議決権を有する。当行が保有する国外優先株式には議決権はない。

発行要項に定める議決権復権の取消しを条件として、発行要項に定める議決権復権事由が発生した場合、株主総会において当行は当該議決権復権事由を生じさせた配当の全額支払をしないことが決議された日の翌日より、適用法令が認める範囲において、各国外優先株主は株主総会に出席し、株主総会に提案された決議について普通株主と同様に議決権を行使する権利を有するものとする。

(14) 準拠法

国外優先株式および当該株式に付される権利義務は中国法に準拠し、中国法に従い解釈されるものとする。

(15) 仲裁

当行の定款に基づき、当行および国外優先株主は以下の紛争解決規則に従うものとする。

- (a) 当行の海外上場株式（国外優先株式を含む。）の株主と当行間、当行の海外上場株式（国外優先株式を含む。）の株主と当行の取締役、監査役、上級役員間、または当行の海外上場株式（国外優先株式を含む。）の株主と国内上場株式の株主間において、当行の事業に関して当行の定款または中国会社法およびその他関連する法律もしくは行政規則に定める権利義務に基づく紛争または請求が生じた場合、当該当事者は、かかる紛争または請求を仲裁に付すものとする。

上記のとおり紛争または請求が仲裁に付される場合、当該紛争または請求の全てを仲裁に付すものとし、同一の事実による訴因のある者（すなわち当行または当行の株主、取締役、監査役、社長その他の上級役員）または当該紛争もしくは請求の解決のために参加することが必要な者は全て仲裁に従うものとする。

株主の定義および株主の登録に関する紛争は仲裁による解決を要さないものとする。

- (b) 仲裁に付される紛争または請求は、仲裁申立人の選択において、中国国際経済貿易仲裁委員会（China International Economic and Trade Arbitration Commission）による同委員会の仲裁規則による仲裁または香港国際仲裁センター（Hong Kong International Arbitration Centre）による同センターの証券仲裁規則による仲裁のいずれかによることができる。仲裁申立人による紛争または請求の仲裁申立がなされた後は、仲裁は申立人が選んだ仲裁機関において行われるものとする。

仲裁申立人が香港国際仲裁センターにおける仲裁を選択した場合、各当事者は、深圳において香港国際仲裁センターの証券仲裁規則に従い仲裁を行うように求めることができる。

- (c) 法律または行政規則に別段の定めのない限り、前各号の紛争または請求の仲裁による解決には中国法が適用されるものとする。
- (d) 仲裁機関の仲裁判断は終局的なものとし、かつ各当事者に対する拘束力を有するものとする。

(16) 格付

当行は、国際的格付「A」をスタンダード・アンド・プアーズ (S&P)より、「A1」をムーディーズより取得している。国外優先株式はムーディーズより「Ba1」を取得している。

各格付は国外優先株式の売買または保有を推奨するものではなく、いつでも停止、引下げまたは取消しがなされることがある。潜在的投資家は、当行の国外優先株式およびその他の有価証券の格付について独自に評価するものとする。

国内優先株式工行優1

(1) 発行される優先株式の種類

中国国内市場で発行される当行の優先株式の種類は、優先株式の試験的な展開に関する中国国務院による指導的意見、優先株式に関する試験的行政措置、商業銀行資本管理規則（暫定）、Tier 1 資本補充のための商業銀行による優先株式発行に関する指導的意見およびその他の法律、規則および文書規制の関連要件を満たしている優先株式（以下「国内優先株式工行優1」といい、他の国内優先株式、中国国外市場で発行されている優先株式（以下「国外優先株式」という。）と併せて「優先株式」という。）とする。

(2) 額面価額

1株当たりの額面価額は100人民元である。

(3) 満期

国内優先株式工行優1に満期は設定しない。

(4) 配当金分配条項

(A) クーポンレート決定のための原則

国内優先株式工行優1は、一定でない間隔を空けてなされる調整の対象となるクーポンレートに基づいて値付けをされる。クーポンレートは、指標金利と固定スプレッドの合計とし、国内優先株式工行優1発行後の当初5年間は変更されない。その後、指標金利は、クーポンレートが変更されない5年毎に1回再調整される。国内優先株式工行優1発行時のクーポンレートと指標金利の差である固定スプレッドは、国内優先株式工行優1の残存期間を通じて変更されない。

国内優先株式工行優 1 発行時の指標金利は、中国債券信息网（www.chinabond.com.cn）またはその他中国の中央国債登記結算有限責任公司（CDC）が認めるウェブサイト。以下同様とする。）が公表する銀行間固定金利国債のイールドカーブに含まれる 5 年満期中国国債利回りの、発行開始日（すなわち 2015 年 11 月 18 日）の直前 20 取引日間（当日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第 3 位を四捨五入して小数第 2 位まで求める。）とする。クーポンレート再調整日における指標金利は、中国債券信息网が公表する銀行間固定金利国債のイールドカーブに含まれる 5 年満期中国国債利回りの、再調整日（発行開始日の 5 年毎の応当日（すなわち 11 月 18 日））の直前 20 取引日間（当日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第 3 位を四捨五入して小数第 2 位まで求める。）とする。再調整日の直前 20 取引日間のいずれの日にも中国債券信息网による 5 年満期中国国債利回りの公表がない場合においては、当該再調整日における指標金利は、国内優先株式工行優 1 のクーポンレート再調整日より前の直近の 20 取引日間に中国債券信息网が公表した 5 年満期中国国債利回りの算術平均（百分率の小数第 3 位を四捨五入して小数第 2 位まで求める。）とする。

国内優先株式工行優 1 発行時に設定されたクーポンレートは、価格発見に基づき 4.50%（指標金利 2.94%、固定スプレッド 1.56%）と決定される。国内優先株式工行優 1 のクーポンレートは、発行前直近の二会計年度における当行の株主資本利益率の加重平均の年平均を上回ってはならない⁽¹⁾。

注(1)「有価証券を公募する会社による情報開示の作成に関する規則第 9 号（資本利益率と一株当たり利益の計算および開示）」（2010 年改訂）に従い決定され、当行の普通株主に帰属する利益率に基づき計算される。

(B) 配当金分配条項

- (i) 過年度の損失の補填、法定準備金の積立ておよび一般引当金の繰入れを行った後に分配可能な税引後利益⁽²⁾がある場合には、当行は、その自己資本比率が規制上の規則の要件を満たすことを条件に、国内優先株式工行優 1 株主に配当金を支払うことができる。本件発行において発行される国内優先株式工行優 1 は、配当金の分配に関しては国外優先株式と同順位であり、いずれも普通株式より優先される。国内優先株式工行優 1 株主に対する配当金の分配は、当行の格付による影響は受けず、格付の変更に伴う調整は行われない。

注(2) 中国の会計基準または国際財務報告基準に従って作成された親会社の財務諸表に表示されている未分配利益のうち、いずれか少ない金額を指す。

- (ii) 状況の如何を問わず、当行は、株主総会において株主の承認を得た上であれば、国内優先株式工行優1株主に対する配当金の支払の全部または一部を取り消すことができる。なお、かかる配当金の支払取消しは債務不履行を構成しない。当行は、その裁量において、支払を取り消した配当金額を利用して、これを期限の到来した他の債務の返済に充当することができ、また、いかなる事情においても、かかる取り消された配当金についての支払は行わない。国内優先株式工行優1株主に対する配当金支払の取消しは、普通株主への配当金の支払のみを制限し、当行に対するそれ以外の制約は構成しない。当行が上記の権利を行使する際には、優先株主の権利と利益を十分に考慮する。当行が国内優先株式工行優1の配当の全部または一部の取消しを決定した場合、当行は、当該決定について、国内優先株式工行優1株主に対して、配当支払日の少なくとも10営業日前までに関連規則に従って通知する。
- (iii) 当行は、国内優先株式工行優1株主に対する配当金の全部または一部を取り消した場合、当該配当対象期間に関し、当行が国内優先株式工行優1株主への合意済みの配当金額全額の支払の宣言を決定しない限り、普通株主に配当金の支払をしてはならない。

(C) 配当金の支払方法

国内優先株式工行優1に対する配当金は、当行の残存する発行済み国内優先株式工行優1の額面総額に基づいて計算される。国内優先株式工行優1の配当金は年に一度、現金により支払われる。

当行が国内優先株式工行優1の配当支払を決定した場合、当行は、配当宣言日に配当の支払金額を宣言し、基準日において登録されている全ての国内優先株式工行優1株主は、当該配当による分配を受ける権利を有する。当行は、基準日において登録されている国内優先株式工行優1株主に対して、配当支払日に配当を支払う。

配当は、国内優先株式工行優1の発行にかかる払込期日（すなわち2015年11月23日）から生じる。配当支払日は、国内優先株式工行優1の発行にかかる払込期日の毎年各応当日（すなわち11月23日）とする。応当日が上海証券取引所の取引日でない場合、当該配当支払日は翌取引日に繰り下げられるものとし、当該繰下げられた期間について配当は生じない。国内優先株式工行優1の配当について、配当支払日前に計算および支払を要する場合、当該配当は、計算上1年を360日とし、実際の経過日数に基づき日割り計算される。配当の計算結果は、人民元の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。

当該配当の受領について国内優先株式工行優1株主に課される租税は、国内優先株式工行優1株主が、適用される法律および規則に従って負担する。

(D) 配当金の累積

国内優先株式工行優1の配当金は累積されない(すなわち、優先株主に支払われなかった配当金額は翌配当年度に累積されない。)。

(E) 残余財産の分配

国内優先株式工行優1には、定められたクーポンレートで配当金を受け取る権利のみが付与されている。普通株式と同様、当行の残余財産の分配を受ける権利はない。

(5) 強制転換条項

(A) 強制転換トリガー事由

- (i) その他Tier 1 資本トリガー事由(当行のコアTier 1 資本比率が5.125%以下まで低下すること)が発生した場合には、当行は、優先株主の承認がなくても、当行のコアTier 1 資本比率を5.125%を上回る水準まで回復させるため、残存する発行済み国内優先株式工行優1の全部または一部を、当該国内優先株式工行優1の額面総額に基づきA株式に転換することができる。一部を転換する場合、国内優先株式工行優1は同一の条件により同一の比率で転換するものとする。かかる転換に伴い、国内優先株式工行優1の転換により発行される新規A株式は、いかなる場合も優先株式に再度転換されることはない。
- (ii) Tier 2 資本トリガー事由((a)規制当局により、株式転換もしくは減資を行わないと当行は存続できないと判断された場合、または(b)関連する規制機関により、公的機関の資本注入その他これに相当する支援がないと、当行は存続できないと判断された場合のうち、いずれか先に発生した事由)が発生した場合、当行は、優先株主の承認がなくても、残存する全ての発行済み国内優先株式工行優1を、当該国内優先株式工行優1の額面総額に基づきA株式に転換することができる。かかる転換に伴い、国内優先株式工行優1の転換により発行される新規A株式は、いかなる場合も優先株式に再度転換されることはない。

上記のトリガー事由が発生した場合、当行は、規制当局に報告してその審査および判断を仰ぐものとし、関連規則に従って臨時報告書の提出や発表を行う等、関連する情報開示要件を遵守する。国内優先株式工行優1のA株式への転換により当行の支配権の変動または株式保有割合の変更が生じる場合、当該転換についても、中国および外国の規制当局の適用規則に従う。

(B) 強制転換価格の決定

当初の強制転換価格は、国内優先株式工行優1の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格とする。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 / 当該20取引日におけるA株式の出来高合計（すなわち、1株当たり3.44人民币元）

(C) 強制転換比率および強制転換株式数の決定原則

国内優先株式工行優1の強制転換に際し、転換される株式数を決定する計算式は、 $Q = V/P$ とする。

上記計算式において、「Q」は各優先株主が保有する国内優先株式工行優1から転換されるA株式の株式数を意味する。「V」は強制転換の対象となる各国内優先株式工行優1株主が保有する国内優先株式工行優1の総額で、損失は国内優先株式工行優1と国外優先株式により均等な割合で吸収されるという原則に基づき決定されるものを意味する。「P」は国内優先株式工行優1の強制転換価格を意味する。国内優先株式工行優1の強制転換により端株が生じる場合には、当行が、対応する株式数の国内優先株式工行優1の額面価格に基づき、関係する経過利息とあわせて現金で支払をする。経過利息は、直近の配当支払日からの当該国内優先株式工行優1の実際の保有日数に基づき計算する(当該計算上、1年を360日とする。)。A株式に転換された国内優先株式工行優1について配当は支払われない。

上記トリガー事由の発生に伴い、残存する発行済み国内優先株式工行優1の全部または一部（損失は均等な割合で吸収される原則に従い決定される。）は、上記計算式に基づき相応の株式数のA株式に転換される。

(D) 強制転換期間

国内優先株式工行優1の強制転換期間は、国内優先株式工行優1の発行完了日直後の最初の取引日に開始し、全ての国内優先株式工行優1が償還または転換された日に終了する。

(E) 強制転換価格の調整方法

国内優先株式工行優1の発行計画に関し取締役会決議がなされた日以後に、当行A株式に関して所定の事由（例えば、株式配当、資本組入れまたは増資、時価を下回る価格でのA株式の新規発行（普通株式に転換可能な、当行が発行した一定の金融商品の転換に伴う株式資本の増加を除く。）および割当て）が発生した場合には、強制転換価格は、かかる事由の発生と同じ順序で累積的調整の対象となる。普通株主への現金配当の分配により、強制転換価格の調整が生じることはない。

(F) 強制転換が行われた年に普通株式が配当を受ける権利

国内優先株式工行優1の強制転換の結果、新規に発行されるA株式は、既存の発行済みA株式と同順位であり、配当金を受領する権利が確定する基準日に当行の株主名簿に名前が記載されている全ての普通株主は、当該配当期間について配当金を受領する権利を付与される。

(6) 償還についての取決め

(A) 償還権

規制当局から承認を得ることを条件に、当行は国内優先株式工行優1を償還することができる。ただし、当行は、償還権の行使を予定していない。国内優先株式工行優1株主には、当行に対して自らが保有する国内優先株式工行優1の償還を求める権利はない。

国内優先株式工行優1には投資家による買戻請求を認める条項は含まれず、また優先株主には保有する国内優先株式工行優1の買戻しを請求する権利はない。

(B) 償還条項および償還期間

規制当局の承認および関連する要件の充足を条件に、当行は、発行開始日（すなわち2015年11月18日）の5年後の応当日から国内優先株式工行優1の全部または一部を償還することができる。国内優先株式工行優1の償還期間は、かかる開始日に始まり、全ての国内優先株式工行優1の償還または転換が完了した日に終了する。一部償還の場合、国内優先株式工行優1は、保有割合に応じて、かつ同一の条件で償還される。当行が国内優先株式工行優1の償還権を行使する場合には、当行は、可及的速やかにこれを国内優先株式工行優1株主に通知する。当行は、関連規則に従った中間報告書の提出や発表により開示義務を履行する。

当行による国内優先株式工行優1の償還権の行使は、以下の事項の充足を条件とする。

- (i) 当行が、償還される国内優先株式工行優1を同質またはそれより質の高い資本と交換し、かつ、資本の交換を当行の収益力維持を条件に行うこと、または
- (ii) 当行の資本基盤が、償還後も規制当局の自己資本比率規制を大幅に上回ること

(C) 償還価格を決定する根拠

国内優先株式工行優1の償還価格は、額面価額および当該配当期間に関する宣言済み未払配当金の合計と等しい金額とする。

(7) 議決権に対する制限

通常の状態において、国内優先株式工行優1には、国内優先株式工行優1株主が当行の株主総会を招集し、これに出席したまたは議決権を行使する権利は付与されない。決議事項が以下のいずれかに関連する場合には、優先株主は株主総会に出席し、クラス別の株主総会で議決権を行使することができる。その場合、優先株式1株について一つの議決権が付与される（当行が所有する優先株式について、当行は議決権を行使できない。）。

- (i) 当行定款の優先株式に関する修正
- (ii) 当行の登記済み資本金に対して、（個別または総額のいずれかで）10%を上回る減資
- (iii) 当行の合併、分割、解散または法人形態の変更
- (iv) 優先株式の発行
- (v) その他当行定款に明記されている事由で、優先株主の権利を変更または無効にするもの

上記に関する決議は、株主総会に出席した普通株主（議決権が復権された優先株主を含む。）が保有する議決権の3分の2超および優先株主（議決権が復権された優先株主を除く。）が保有する議決権の3分の2超の決議により可決される。

(8) 議決権の復権

(A) 議決権の復権条項

国内優先株式工行優1の残存期間中に、当行が、当期の配当期間について合意された配当金を支払わない旨決議した株主総会の期日の翌日以降、合計で三会計年度または連続した2会計年度合意された配当金を国内優先株式工行優1株主に支払わなかった場合、国内優先株式工行優1株主は、普通株主と同様に株主総会に出席し、議決権を行使することができる。議決権が復権された国内優先株式工行優1の議決権を算出する計算式は、以下のとおりである。

$$R = W / S$$

上記計算式において、「R」とは、各国内優先株式工行優1株主の有する国内優先株式工行優1から復権が可能なA株式の議決権を意味する。「W」とは、各国内優先株式工行優1株主が保有する国内優先株式工行優1の額面価額を意味する。「S」とは、国内優先株式工行優1の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格を意味する。端数の議決権は最寄りの整数に切り捨てる。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 / 当該20取引日におけるA株式の出来高合計（すなわち、1株当たり3.44人民币元）

(B) 議決権復権の取消し

当期の配当期間について国内優先株式工行優 1 に対する配当金が全額支払われた場合、議決権の復権条項に従い国内優先株式工行優 1 に付与された議決権は、当該配当金が全額支払われた日に取り消される。当該取消し後、議決権の復権が再度生じた場合には、国内優先株式工行優 1 には再び議決権が付与される。

(9) 残余財産の分配順位および清算根拠

残余財産の分配に関しては、全ての国内優先株式工行優 1 は同順位となる。優先株主は、残余財産の分配に関しては、当行の預金者、通常債権者、劣後債保有者、転換社債保有者、Tier 2 資本債券およびその他の Tier 2 資本金融商品の保有者に劣後するが、普通株主には優先する。

当行が清算手続に入った場合、清算後の当行の残余財産は、以下の優先順位に従い分配される。

- (i) 清算費用
- (ii) 従業員給与、社会保険料および法定補償額
- (iii) 個人預金の元利金
- (iv) 未払法人税
- (v) 当行のその他の債務
- (vi) 上記項目への分配後、当行の残余財産は、各株主に対し、株主の株式クラスと株式保有割合に応じて分配される。国内優先株式工行優 1 は、残余財産の分配に関しては、当行が将来発行することのある優先株式の他、国外優先株式と同順位となるが、かかる優先株式は全て普通株式より優先される。国内優先株式工行優 1 株主は、残存する発行済み国内優先株式工行優 1 の額面総額に、宣言済みの未払配当金を加えた金額を受領することができる。残余財産が不足する場合には、比例配分の上、国内優先株式工行優 1 株主および国外優先株主に対して分配される。

(10) 譲渡

非公募発行により発行された国内優先株式工行優 1 は、上海証券取引所において譲渡される。国内優先株式工行優 1 の譲渡に参加する投資家は、CSRCが定める資格要件を満たさなければならない。

国内優先株式工行優 2

(1) 発行される優先株式の種類

中国国内市場で当行が発行する国内優先株式の種類は、中国国务院の優先株式の試験的な展開に関する指導意見、優先株式の試験的な展開に関する行政措置、商業銀行資本管理規則（暫定）、Tier 1 資本補充のための商業銀行による優先株式発行に関する指導意見およびその他の法律、規則および規制文書の関連要件を満たす優先株式（以下「国内優先株式工行優 2」という。）とする。

(2) 額面価額

1株当たりの額面価額は100人民元である。

(3) 満期

国内優先株式工行優2に満期は設定しない。

(4) 配当金分配条項

(A) 配当率決定原則

国内優先株式工行優2の配当率は、一定でない間隔を空けて調整される。配当率は指標金利と固定スプレッドの合計とし、配当率調整期間を設ける。配当率は、国内優先株式工行優2発行（以下「本件発行」という。）後の当初5年間は固定とし、その後については5年毎に1回再調整される。各調整期間中の配当率は変更されない。固定スプレッドは、国内優先株式工行優2発行時の配当率と指標金利の差に等しいものとし、これは国内優先株式工行優2の存続期間中に変更されない。

国内優先株式工行優2発行時の指標金利は、中国債券信息网（www.chinabond.com.cn）またはその他中国の中央国債登記結算有限責任公司（CDC）が認めるウェブサイト。以下同様とする。）が公表する中国国債のイールドカーブに含まれる5年満期中国国債利回りの、発行開始日（すなわち2019年9月19日）の直前20取引日間（発行開始日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。配当率再調整日における指標金利は、中国債券信息网が公表する中国国債のイールドカーブに含まれる5年満期中国国債利回りの、再調整日（発行開始日の5年毎の応当日（すなわち9月24日））の直前20取引日間（再調整日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。再調整日の直前20取引日間のいずれの日にも中国債券信息网による5年満期中国国債利回りの公表がない場合においては、当該再調整日における指標金利は、国内優先株式工行優2の配当率再調整日前直近の20取引日間に中国債券信息网が公表した5年満期中国国債利回りの算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。

国内優先株式工行優2発行時に設定される配当率は、価格発見に基づき4.20%（指標金利2.96%、固定スプレッド1.24%）と決定される。国内優先株式工行優2の配当率は、発行前直近の2会計年度における当行の株主資本利益率の加重平均の年平均を上回ってはならない⁽¹⁾。

注(1)「有価証券を公募する会社による情報開示の作成に関する規則第9号（資本利益率と一株当たり利益の計算および開示）」（2010年改訂）に従い決定され、当行の普通株式の保有者に帰属する利益率に基づき計算される。

(B) 配当金分配条項

- (i) 過年度の損失の補填、法定準備金の積立ておよび一般引当金の繰入れを行った後に、分配可能な税引後利益⁽²⁾がある場合には、当行は、その自己資本比率が規制上の規則の要件を満たすことを条件に、国内優先株式工行優2の所有者（以下「国内優先株式工行優2株主」という。）に配当金を支払うことができる。本件発行において発行する国内優先株式工行優2は同順位とし、当行のA普通株式、H普通株式（以下「普通株式」といい、普通株式の所有者を「普通株主」という。）のいずれにも優先する。国内優先株式工行優2株主に対する配当金の分配は、当行の格付による影響は受けず、格付の変更に伴う調整は行われない。

注(2)中国の会計基準または国際財務報告基準に従って作成された親会社の財務諸表に表示されている未分配利益のうち、いずれか少ない金額を指す。

- (ii) 状況の如何を問わず、当行は、株主総会において株主の承認を得た上であれば、国内優先株式工行優2にかかる配当金の支払の全部または一部を取り消すことができる。なお、かかる配当金の支払取消しは債務不履行を構成しない。当行は、その裁量において、支払を取り消した配当金額を利用して、これを期限の到来した他の債務の返済に充当することができ、また、いかなる事情においても、かかる取り消された配当金についての支払は行わない。国内優先株式工行優2株主に対する配当金支払の取消しは、普通株主への配当金の支払のみを制限し、当行に対するそれ以外の制約は構成しない。当行が上記の権利を行使する際には、優先株主の権利と利益を十分に考慮する。
- (iii) 当行は、国内優先株式工行優2にかかる配当金の全部または一部を取り消す場合、当該配当対象期間に関し、当行が国内優先株式工行優2株主への合意済みの配当金額全額の支払の宣言を決定しない限り、普通株主に配当金の支払をしてはならない。

(C) 配当金の支払方法

国内優先株式工行優2に対する配当は現金で支払われるものとし、当行の社外の発行済み国内優先株式工行優2の額面総額に基づいて計算される。国内優先株式工行優2の配当の支払は年一回とし、配当は国内優先株式工行優2の払込期日（すなわち2019年9月24日）から生じる。配当支払日は、国内優先株式工行優2の払込期日の毎年各応当日（すなわち9月24日）とする。応当日が上海証券取引所の取引日でない場合、当該配当支払日は翌取引日に繰り下げられるものとし、当該繰下げられた期間について配当は生じない。国内優先株式工行優2の配当について、配当支払日前に計算および支払を要する場合、当該配当は、計算上1年を360日とし、実際の経過日数に基づき日割り計算される。配当の計算結果は、人民元の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。当該配当の受領について国内優先株式工行優2株主が納付すべき租税は、国内優先株式工行優2株主が、関連法令に従って負担する。

(D) 配当金支払停止事由

当行が国内優先株式工行優2株主への配当金の全部または一部を取り消す場合、当行は、当該配当対象期間に関し、当行が国内優先株式工行優2株主に対する配当金額全額の支払の宣言をしない限り、普通株主に配当の支払をしてはならない。

(E) 配当金の累積

国内優先株式工行優2の配当金は累積されない（すなわち、国内優先株式工行優2株主に支払われなかった配当金額は翌配当年度に累積されない。）。

(F) 残余財産の分配

国内優先株式工行優2株主には所定のクーポンレートで配当金を受け取る権利のみが付与されており、普通株主と同様に当行の残余利益の分配を受ける権利はない。

(5) 強制転換条項

(A) 強制転換トリガー事由

- (i) その他Tier 1 資本トリガー事由（当行のコアTier 1 資本比率が5.125%以下まで低下すること）が発生した場合には、当行は、国内優先株式工行優2株主の承認がなくても、当行のコアTier 1 資本比率を5.125%を上回る水準まで回復させるため、社外の発行済み国内優先株式工行優2の全部または一部を、当該国内優先株式工行優2の額面総額に基づきA株式に転換することができる。一部を転換する場合、国内優先株式工行優2は同一の条件により同一の比率で転換するものとする。

- (ii) Tier 2 資本トリガー事由 ((a) 規制当局により、株式転換もしくは減資を行わないと当行は存続できないと判断された場合、または (b) 関連する規制機関により、公的機関の資本注入その他これに相当する支援がないと、当行は存続できないと判断された場合のうち、いずれか先に発生した事由) が発生した場合、当行は、国内優先株式工行優 2 株主の承認がなくても、社外の全ての発行済み国内優先株式工行優 2 を、当該国内優先株式工行優 2 の額面総額に基づき A 株式に転換することができる。

上記の強制転換トリガー事由が発生した場合、当行は、規制当局に報告してその審査および判断を仰ぐものとし、中国証券法および関連規則に従って臨時報告書の提出や発表を行う等、関連する情報開示要件を遵守する。

(B) 強制転換価格の決定

当初の強制転換価格は、国内優先株式工行優 2 の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の 20 取引日における当行 A 株式の平均取引価格とする。

直近の 20 取引日における当行 A 株式の平均取引価格 = 当該 20 取引日における当行 A 株式の取引総額 / 当該 20 取引日における A 株式の出来高合計 (すなわち、1 株当たり 5.43 人民元)

(C) 強制転換比率および強制転換株式数の決定原則

国内優先株式工行優 2 の強制転換に際し、転換される株式数を決定する計算式は、 $Q = V/P$ とする。

上記計算式において、「Q」は各国内優先株式工行優 2 株主が保有する国内優先株式工行優 2 から転換される A 株式の株式数を意味する。「V」は強制転換の対象となる各国内優先株式工行優 2 株主が保有する国内優先株式工行優 2 の総額で、損失は国内優先株式工行優 2 と国外優先株式間で均等な割合で吸収されるという原則に基づき決定されるものを意味する。「P」は国内優先株式工行優 2 の強制転換価格を意味する。国内優先株式工行優 2 の強制転換により端株が生じる場合には、当行が、対応する株式数の国内優先株式工行優 2 の額面価格に基づき、関係する経過利息とあわせて現金で支払をする。経過利息は、直近の配当支払日からの当該国内優先株式工行優 2 の実際の保有日数に基づき計算する(当該計算上、1 年を 360 日とする。)。A 株式に転換された国内優先株式工行優 2 について配当は支払われない。

上記トリガー事由の発生に伴い、社外の発行済み国内優先株式工行優 2 の全部または一部 (損失は均等な割合で吸収される原則に従い決定される。) は、上記計算式に基づき相応の株式数の A 株式に転換される。

(D) 強制転換期間

国内優先株式工行優2の強制転換期間は、国内優先株式工行優2の発行完了日直後の最初の取引日に開始し、全ての国内優先株式工行優2が償還または転換された日に終了する。

(E) 強制転換価格の調整方法

国内優先株式工行優2の発行計画に関し取締役会決議がなされた日以後に、当行普通株式に関して所定の事由（例えば、株式配当、資本組入れまたは増資、時価を下回る価格での普通株式の新規発行（普通株式に転換可能な、当行が発行した特定の金融商品の転換に伴う株式資本の増加を除く。）および割当て）が発生した場合には、強制転換価格は、かかる事由の発生と同じ順序で累積的調整の対象となる。普通株主への現金配当の分配により、強制転換価格の調整が生じることはない。強制転換価格は以下に基づき調整される。

株式配当または資本組入れまたは増資： $P1 = P0 \times N / (N + n)$

時価を下回る価格での普通株式の新規発行： $P1 = P0 \times (N + k) / (N + n)$, $k = n \times A / M$

上記計算式において、「P0」は調整前に有効な強制転換価格を意味し、「N」は株式配当、資本組入れまたは増資、普通株式の新規発行・募集がなされる前の当行の普通株式の株式資本合計を意味し、「n」は株式配当、資本組入れまたは増資、普通株式の新規発行・募集による新規株式数を意味し、「A」は普通株式の新規発行・募集の価格を意味し、「M」は普通株式の新規発行・募集の発表（すなわち、普通株式の新規発行・募集の有効かつ撤回不能な条件を含む発表）がなされた日の直前の取引日における普通株式の終値を意味し、「P1」は調整後に有効な強制転換価格を意味する。

当行による償還株式の消却、当行の合併または分割およびその他の事情による当行株式の種類、株式数および株主持分の変更により国内優先株式工行優2株主の権利および利益に影響がありうる場合、当行は、強制転換価格を実際の事情に基づき、かつ公平・公正・衡平の原則、優先株主と普通株主の全面的な保護とバランスに従い調整する。かかる場合における強制転換価格の調整方法は、関係規則に従い決定される。

(F) 強制転換が行われた年に普通株式が配当を受ける権利

国内優先株式工行優2の強制転換の結果、新規に発行されるA株式は、既存の発行済みA株式と同順位であり、配当金を受領する権利が確定する基準日に当行の株主名簿に名前が記載されている全ての普通株主は、当該配当期間について配当金を受領する権利を付与される。

(6) 条件付償還の条件

(A) 償還権

規制当局から承認を得ることを条件に、当行は国内優先株式工行優2を償還することができる。国内優先株式工行優2は、国内優先株式工行優2株主の選択により当行に償還されることはなく、かかる償還は予定されない。国内優先株式工行優2には投資家による買戻請求を認める条項は含まれず、また国内優先株式工行優2株主には保有する優先株式の買戻しを請求する権利はない。

(B) 償還条項および償還期間

規制当局の承認および関連する要件の充足を条件に、当行は、本件発行の終了日（すなわち2019年9月24日）の5年後の応当日から国内優先株式工行優2の全部または一部を償還することができる。具体的な償還期間の開始日は、株主総会の承認（かかる承認は再委任することができる。）を受けることを条件に、市況を参考にして取締役会が決定する。国内優先株式工行優2の償還期間は、かかる開始日に始まり、全ての国内優先株式工行優2の償還または転換が完了した日に終了する。一部償還の場合、国内優先株式工行優2は、保有割合に応じて、かつ同一の条件で償還される。当行が国内優先株式工行優2の償還権を行使する場合においては、当行は、可及的速やかにこれを国内優先株式工行優2株主に通知する。当行は、関連規則に従った中間報告書の提出や発表により開示義務を履行する。

当行による国内優先株式工行優2の償還権の行使は、以下の事項の充足を条件とする。

- (i) 当行が、償還される国内優先株式工行優2を同質またはそれより質の高い資本性金融商品と交換し、かつ、資本性金融商品との交換を当行の収益力が持続可能な場合に限り実施すること、または、
- (ii) 当行の資本基盤が、償還後も規制当局による自己資本比率規制を大幅に上回ること。

(C) 償還価格を決定する根拠

国内優先株式工行優2の償還価格は、額面価額および当該配当期間に関する宣言済み未払配当金の合計と等しい金額とする。

(7) 議決権に対する制限

通常の状態において、国内優先株式工行優2には、国内優先株式工行優2株主が当行の株主総会を招集し、これに出席したまたは議決権を行使する権利は付与されない。決議事項が以下のいずれかに関連する場合には、国内優先株式工行優2株主は株主総会に出席し、クラス別の株主総会で議決権を行使することができる。その場合、国内優先株式工行優2の1株について一つの議決権が付与される（当行が所有する国内優先株式工行優2について、当行は議決権を行使できない。）。

- (i) 当行の定款（以下「当行定款」という。）の優先株式に関する修正
- (ii) 当行の登記済み資本金に対して、（個別または総額のいずれかで）10%を上回る減資
- (iii) 当行の分割、合併、解散または法人形態の変更
- (iv) 優先株式の発行
- (v) その他当行定款に明記されている事由で、優先株主の権利を変更または無効にするもの

上記に関する決議は、株主総会に出席した普通株主（議決権が復権された優先株主を含む。）が保有する議決権の3分の2超および優先株主（議決権が復権された優先株主を除く。）が保有する議決権の3分の2超の決議により可決される。

(8) 議決権の復権

(A) 議決権の復権条項

国内優先株式工行優2の残存期間中に、当行が、当期の配当期間について合意された配当金を支払わない旨決議した株主総会の期日の翌日以降、合計で三会計年度または連続した二会計年度合意された配当金を国内優先株式工行優2株主に支払わなかった場合、国内優先株式工行優2株主は、普通株主と同様に株主総会に出席し、議決権を行使することができる。議決権が復権された国内優先株式工行優2の議決権を算出する計算式は、以下のとおりである。

$R = W / S$ 、端数の議決権は直近の整数に切り捨てる。

上記計算式において、「R」とは各国内優先株式工行優2株主の有する国内優先株式工行優2から復権が可能なA株式の議決権を意味し、「W」とは各国内優先株式工行優2株主が保有する国内優先株式工行優2の額面価額合計を意味し、「S」とは国内優先株式工行優2の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格を意味する。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 / 当該20取引日におけるA株式の出来高合計（すなわち、1株当たり5.43人民币元）

(B) 議決権復権の取消し

国内優先株式工行優2の議決権の復権後、当期の配当期間について国内優先株式工行優2に対する配当金が全額支払われた場合、議決権の復権条項に従い国内優先株式工行優2株主に付与された議決権は、当該配当金が全額支払われた日に取り消される。当該取消し後、議決権の復権が再度生じた場合には、国内優先株式工行優2株主には再び議決権が付与される。

(9) 残余財産の分配順位および清算根拠

残余財産の分配に関しては、全ての国内優先株式工行優2は同順位となる。国内優先株式工行優2株主は、残余財産の分配に関しては、銀行の預金者、通常債権者、転換社債保有者、劣後債保有者、Tier 2 資本債券保有者およびその他のTier 2 資本金融商品保有者に劣後するが、普通株主には優先する。

当行が清算手続に入った場合、清算後の当行の残余財産は、以下の優先順位に従い分配される。

- (i) 清算費用
- (ii) 従業員給与、社会保険料および法定補償額
- (iii) 個人預金の元利金
- (iv) 未払法人税
- (v) 当行のその他の債務
- (vi) 上記項目への分配後、当行の残余財産は、各株主に対し、株主の株式種類と株式保有割合に応じて分配される。国内優先株式工行優2は、残余財産の分配に関しては、社外の発行済み優先株式で今後当行が発行しうるものの他、国外優先株式と同順位とするが、かかる優先株式は全て普通株式に優先する。国内優先株式工行優2株主は、社外の発行済み国内優先株式工行優2の額面総額に、宣言済みの未払配当金を加えた金額に等しい金額を受領することができる。残余財産が不足する場合には、優先株主に対する分配は、当該優先株主が保有する社外の発行済み優先株式の割合に応じて行われる。

(10) 譲渡

非公募発行により発行された国内優先株式工行優2は、上海証券取引所において譲渡される。国内優先株式工行優2の譲渡に参加する投資家は、CSRCが定める資格要件を満たさなければならない。

本報告対象期間中、当行は優先株式の転換を行わなかった。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数および資本金の状況】

A株式

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(人民元)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2023年12月31日現在	0	269,612,212,539	0	269,612,212,539	
2024年 6月30日現在	0	269,612,212,539	0	269,612,212,539	

H株式

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(人民元)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2023年12月31日現在	0	86,794,044,550	0	86,794,044,550	
2024年 6月30日現在	0	86,794,044,550	0	86,794,044,550	

優先株式

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(人民元)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2023年12月31日現在	0	1,295,000,000	0	0	
2024年 6月30日現在	0	1,295,000,000	0	0	

(4) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在、当行の普通株主は合計613,766人で、議決権の復活した優先株主および特別議決権付株式の株主はなかった。このうち、H株式保有者は106,884人、A株式保有者は506,882人であった。

(i) 当行発行済株式資本の1%以上を保有する株主

(2024年6月30日現在)			
氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (概算) (%)
匯金公司	中国北京市東城区朝陽門北大街 1 号 新保利大廈	124,004,660,940 ⁽¹⁾	34.79
財政部	中国北京市西城区三里河	110,984,806,678 ⁽¹⁾	31.14
HKSCC Nominees Limited ⁽³⁾	中国香港デ・ブー・ロード・セントラル199、インフィニタス・プラザ7階	86,160,746,743 ⁽²⁾	24.17
SSF ⁽⁴⁾	中国北京市西城区豊匯園11号楼豊匯時代大廈南翼	12,331,645,186 ⁽¹⁾	3.46
合計		333,481,859,547	93.56

注

(1) A株式

(2) H株式

(3) HKSCC Nominees Limitedの保有株式数は、2024年6月30日現在HKSCC Nominees Limitedに開設されている口座に登録されている全機関投資家および個人投資家のノミニーとして同社が保有するH株式の本報告対象期間末現在の総数である。これには、SSFおよび平安資産管理有限責任会社が保有する当行H株式が含まれる。

(4) 「社会保障基金を充実させるための国有資本の一部繰入れを包括的に実施することに関する通知」（財資[2019]49号）に基づき、2019年12月、MOFは、A株式12,331,645,186株をSSFの国有資本繰入口座に一括で繰り入れた。「社会保障基金を充実させるための国有資本の一部繰入れの実施計画の発表に関する国务院通知」（国発[2017]49号）の関連要件に基づき、SSFは、当該繰入株式の受領日より3年以上ロックアップする義務を履行するものとされている。本報告対象期間末現在、SSFから当行に提供された情報によると、SSFは当行H株式6,768,316,181株も保有しており、A株式とH株式の合計株式19,099,961,367株は、当行普通株式総数の5.36%を占める。

(5) 四捨五入しているため、上記の割合表記は参照目的に限る。

(ii) 当行国外優先株主（または代理人）の保有割合

(2024年6月30日現在)

株主氏名 または名称	株主 の種類	株式の 種類	当期中 の増減	所有株式総数 (株)	保有 割合 (%)	売却制限 対象株式 数	質権設定また は ロックアップ 対象株式数
The Bank of New York Depository (Nominees) Limited	外国法人	米ドル国外 優先株式	-	145,000,000	100	-	不明

注

- (1) 上記のデータは、当行の2024年6月30日現在の国外優先株主名簿に基づく。
- (2) 上記国外優先株式の発行は非公開方式で行われたため、優先株主名簿には当該国外優先株式の名義人の情報が記載されている。
- (3) 当行は、上記優先株主と普通株主の上位10名間の関連会社関係および共同行為関係については知らない。
- (4) 保有割合は、優先株主が保有する国外優先株式の国外優先株式総数に対する割合を指す。

(iii) 当行国内優先株式「工行優1」の保有割合

(2024年6月30日現在)

株主氏名 または名称	株主 の種類	株式の 種類	当期中 の増減	所有株式総数 (株)	保有割合 (%)	売却制 限 対象株 式数	質権設定また は ロックアップ 対象株式数
中国移动通信集团有限公司	国有法人	国内優先 株式	-	200,000,000	44.4	-	なし
中国煙草總公司	その他	国内優先 株式	-	50,000,000	11.1	-	なし
中国人寿保險股份有限公司	国有法人	国内優先 株式	3,000,000	38,000,000	8.4	-	なし
中国平安人寿保險股份有限公司	国内 非国有法人	国内優先 株式	-1,300,000	28,700,000	6.4	-	なし
建信信託有限責任公司	国有法人	国内優先 株式	-1,890,000	13,110,000	2.9	-	なし
華宝信託有限責任公司	国有法人	国内優先株 式	-80,000	13,030,000	2.9	-	なし
中銀國際証券股份有限公司	国有法人	国内優先 株式	-2,000,000	13,000,000	2.9	-	なし
光大永明資産管理股份有限公司	国有邦人	国内優先株 式	-	11,715,000	2.6	-	なし
交銀施羅德資産管理有限公司	国内 非国有法人	国内優先 株式	-	11,200,000	2.5	-	なし
中国煙草總公司 山東省支店	その他	国内優先 株式	-	10,000,000	2.2	-	なし
中国煙草總公司 黒龍江省支店	その他	国内優先 株式	-	10,000,000	2.2	-	なし
中国平安財産保險股份有限公司	国内 非国有法人	国内優先 株式	-	10,000,000	2.2	-	なし

注

- (1) 上記のデータは、当行の2024年6月30日現在の国内優先株式「工行優1」株主名簿に基づく。
- (2) 中国煙草總公司山東省支店および中国煙草總公司黒龍江省支店はいずれも中国煙草總公司の完全子会社である。中国平安人寿保險股份有限公司と中国平安財産保險股份有限公司は関連会社関係にある。上記に記載された事項を除いて、当行は、上記優先株主間および上記優先株主と普通株主の上位10名間の関連会社関係および共同行為関係については知らない。
- (3) 保有割合は、優先株主が保有する国内優先株式「工行優1」の国内優先株式「工行優1」総数(450百万株)に対する割合を指す。

(iv) 当行国内優先株式「工行優2」の保有割合

(2024年6月30日現在)

株主氏名 または名称	株主 の種類	株式の 種類	当期中 の増減	所有株式総数 (株)	保有割合 (%)	売却 制限 対象 株式 数	質権設定 または ロック アップ 対象株式 数
中国人寿保險股份有限公司	国有法人	国内優先 株式	-	120,000,000	17.1	-	なし
華宝信託有限責任公司	国有法人	国内優先 株式	-	112,750,000	16.1	-	なし
中国移动通信集团有限公司	国有法人	国内優先 株式	-	100,000,000	14.3	-	なし
光大證券資產管理有限公司	国有法人	国内優先 株式	29,432,000	60,132,000	8.6	-	なし
建信信託有限責任公司	国有法人	国内優先 株式	-11,800,000	52,200,000	7.5	-	なし
中国煙草總公司	その他	国内優先 株式	-	50,000,000	7.1	-	なし
江蘇省国際信託有限責任公司	国有法人	国内優先 株式	-2,000,000	35,250,000	5.0	-	なし
上海煙草集團有限責任公司	その他	国内優先 株式	-	30,000,000	4.3	-	なし
中銀国際証券股份有限公司	国有法人	国内優先 株式	-30,535,000	21,965,000	3.1	-	なし
中国平安財產保險股份有限公司	国内 非国有法人	国内優先 株式	-	15,000,000	2.1	-	なし

注

- 上記のデータは、当行の2024年6月30日現在の国内優先株式「工行優2」株主名簿に基づく。
- 上海煙草集團有限責任公司、中国煙草總公司山東省支店および中国煙草總公司黒龍江省支店は全て中国煙草總公司の完全子会社である。中国平安人寿保險股份有限公司と中国平安財產保險股份有限公司は関連会社関係にある。光大永明資產管理股份有限公司と光大證券資產管理有限公司は関連会社関係にある。上記に記載された事項を除いて、当行は、上記優先株主間および上記優先株主と普通株主の上位10名間の関連会社関係および共同行為関係については知らない。
- 保有割合は、優先株主が保有する国内優先株式「工行優2」の国内優先株式「工行優2」総数（700百万株）に対する割合を指す。

2 【役員の状況】

本報告書提出日現在、当行の役員は23人（男性20人（87%）、女性3人（13%））である。

令和5年度有価証券報告書提出日から本報告書提出日までに、以下のとおり取締役、監査役および上級役員の変更があった。

新たに就任した当行の取締役、監査役および/または上級管理職

役職名	氏名	就任年月日
業務執行取締役 取締役会副会長	劉琚 (Liu Jun)	2024年6月28日
独立非業務執行取締役	莫里・洪恩 (Murray Horn)	2024年8月8日

退任した当行の取締役、監査役および/または上級管理職

退任時の役職	氏名	退任年月日
独立非業務執行取締役	楊紹信 (Yang Siu Shun)	2024年8月8日

異動のあった当行の取締役、監査役および/または上級管理職

役職名	異動前の役職	氏名	異動年月日
上級業務執行副総裁 取締役会秘書役 会社秘書役	上級業務執行副総裁	段紅濤 (Duan Hongtao)	2024年8月7日

第6 【経理の状況】

- a. 本書記載の中国工商银行股份有限公司および子会社（以下「当グループ」という。）の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、国際財務報告基準に準拠して作成された2024年6月30日に終了した中間会計期間の原文の財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当グループの中間財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の人民元表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2024年8月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1人民元 = 20.40円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、かかる中間財務書類の作成に当たって当グループが採用した会計原則および会計慣行と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則および会計慣行との間の主要な相違については、第6の「3 国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 その他」から「3 国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」までの事項は原文の中間財務書類には記載されていない。

- b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1 【中間財務書類】

1 . 連結損益計算書、連結純損益およびその他の包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書ならびに連結キャッシュ・フロー計算書

1.1 未監査中間連結損益計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年 (未監査)	2023年 (未監査)
受取利息	721,053	696,583
支払利息	(407,103)	(359,596)
純受取利息	313,950	336,987
受取手数料等	76,373	82,363
支払手数料等	(8,968)	(8,898)
純受取手数料等	67,405	73,465
トレーディング純収益	9,612	9,871
金融投資に係る純利得	14,744	12,664
その他の純営業費用	(3,712)	(4,081)
営業収益	401,999	428,906
営業費用	(105,208)	(105,379)
信用減損損失	(101,809)	(122,067)
その他の資産に係る減損損失	(260)	(188)
営業利益	194,722	201,272
関連会社および共同支配企業の損益に対する持分	2,462	2,383
税引前利益	197,184	203,655
法人所得税	(25,888)	(28,935)
中間純利益	171,296	174,720
中間純利益の帰属先：		
親会社の株主	170,467	173,744
非支配持分	829	976
中間純利益	171,296	174,720
1株当たり利益		
- 基本的(人民元)	0.47	0.48
- 希薄化後(人民元)	0.47	0.48

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年 (未監査)	2023年 (未監査)
受取利息	14,709,481	14,210,293
支払利息	(8,304,901)	(7,335,758)
純受取利息	6,404,580	6,874,535
受取手数料等	1,558,009	1,680,205
支払手数料等	(182,947)	(181,519)
純受取手数料等	1,375,062	1,498,686
トレーディング純収益	196,085	201,368
金融投資に係る純利得	300,778	258,346
その他の純営業費用	(75,725)	(83,252)
営業収益	8,200,780	8,749,682
営業費用	(2,146,243)	(2,149,732)
信用減損損失	(2,076,904)	(2,490,167)
その他の資産に係る減損損失	(5,304)	(3,835)
営業利益	3,972,329	4,105,949
関連会社および共同支配企業の損益に対する持分	50,225	48,613
税引前利益	4,022,554	4,154,562
法人所得税	(528,115)	(590,274)
中間純利益	3,494,438	3,564,288
中間純利益の帰属先：		
親会社の株主	3,477,527	3,544,378
非支配持分	16,912	19,910
中間純利益	3,494,438	3,564,288
1株当たり利益		
- 基本的(円)	9.59	9.79
- 希薄化後(円)	9.59	9.79

1.2 未監査中間連結純損益およびその他の包括利益計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年 (未監査)	2023年 (未監査)
中間純利益	171,296	174,720
その他の包括利益(税引後・純額)：		
(a)純損益に振り替えられない項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の変動	1,514	945
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	49	(18)
()その他	26	7
(b)事後的に純損益に振り替えられる可能性のある項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の公正価値の変動	24,908	11,417
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の信用損失	1,321	422
()キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	(516)	(180)
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	(426)	(46)
()為替換算調整勘定	9,332	9,412
()その他	(7,459)	(3,860)
その他の中間包括利益小計	28,749	18,099
中間包括利益合計	200,045	192,819
中間包括利益合計の帰属先：		
親会社の株主	199,527	191,677
非支配持分	518	1,142
	200,045	192,819

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年 (未監査)	2023年 (未監査)
中間純利益	3,494,438	3,564,288
その他の包括利益(税引後・純額)：		
(a)純損益に振り替えられることのない項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の変動	30,886	19,278
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	1,000	(367)
()その他	530	143
(b)事後的に純損益に振り替えられる可能性のある項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の公正価値の変動	508,123	232,907
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の信用損失	26,948	8,609
()キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	(10,526)	(3,672)
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	(8,690)	(938)
()為替換算調整勘定	190,373	192,005
()その他	(152,164)	(78,744)
その他の中間包括利益小計	586,480	369,220
中間包括利益合計	4,080,918	3,933,508
中間包括利益合計の帰属先：		
親会社の株主	4,070,351	3,910,211
非支配持分	10,567	23,297
	4,080,918	3,933,508

1.3 未監査中間連結財政状態計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	2024年6月30日現在 (未監査)	2023年12月31日現在 (監査済)
資産の部		
現金および中央銀行預け金	3,628,128	4,042,293
銀行およびその他の金融機関預け金	1,261,401	1,116,717
デリバティブ金融資産	150,410	75,339
リバース・レボ契約	909,808	1,224,257
顧客貸出金等	27,077,967	25,386,933
金融投資	12,988,922	11,849,668
純損益を通じて公正価値で測定する金融投資	916,147	811,957
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資		
償却原価で測定する金融投資	2,641,676	2,230,862
償却原価で測定する金融投資	9,431,099	8,806,849
関連会社および共同支配企業への投資	65,568	64,778
有形固定資産	297,776	298,878
繰延税金資産	97,938	104,669
その他の資産	638,618	533,547
資産合計	47,116,536	44,697,079

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	2024年6月30日現在 (未監査)	2023年12月31日現在 (監査済)
負債の部		
中央銀行預り金	218,292	231,374
銀行およびその他の金融機関預り金	4,113,777	3,369,858
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	71,856	62,859
デリバティブ金融負債	123,343	76,251
レボ契約	1,647,326	1,018,106
譲渡性預金	409,956	385,198
顧客預り金	34,107,316	33,521,174
未払法人所得税	25,887	63,322
発行社債	1,588,738	1,369,777
繰延税金負債	4,522	3,930
その他の負債	941,022	818,642
負債合計	43,252,035	40,920,491
資本の部		
親会社の株主に帰属する資本		
株式資本	356,407	356,407
その他の資本性金融商品	354,331	354,331
優先株式	134,614	134,614
永久社債	219,717	219,717
準備金	1,164,077	1,134,082
利益剰余金	1,968,711	1,912,067
	3,843,526	3,756,887
非支配持分	20,975	19,701
資本合計	3,864,501	3,776,588
資本および負債合計	47,116,536	44,697,079

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	2024年 6 月30日現在 (未監査)	2023年12月31日現在 (監査済)
資産の部		
現金および中央銀行預け金	74,013,811	82,462,777
銀行およびその他の金融機関預け金	25,732,580	22,781,027
デリバティブ金融資産	3,068,364	1,536,916
リバース・レボ契約	18,560,083	24,974,843
顧客貸出金等	552,390,527	517,893,433
金融投資	264,974,009	241,733,227
純損益を通じて公正価値で測定する金融投資	18,689,399	16,563,923
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資	53,890,190	45,509,585
償却原価で測定する金融投資	192,394,420	179,659,720
関連会社および共同支配企業への投資	1,337,587	1,321,471
有形固定資産	6,074,630	6,097,111
繰延税金資産	1,997,935	2,135,248
その他の資産	13,027,807	10,884,359
資産合計	961,177,334	911,820,412

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	2024年 6 月30日現在 (未監査)	2023年12月31日現在 (監査済)
負債の部		
中央銀行預り金	4,453,157	4,720,030
銀行およびその他の金融機関預り金	83,921,051	68,745,103
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	1,465,862	1,282,324
デリバティブ金融負債	2,516,197	1,555,520
レボ契約	33,605,450	20,769,362
譲渡性預金	8,363,102	7,858,039
顧客預り金	695,789,246	683,831,950
未払法人所得税	528,095	1,291,769
発行社債	32,410,255	27,943,451
繰延税金負債	92,249	80,172
その他の負債	19,196,849	16,700,297
負債合計	882,341,514	834,778,016
資本の部		
親会社の株主に帰属する資本		
株式資本	7,270,703	7,270,703
その他の資本性金融商品	7,228,352	7,228,352
優先株式	2,746,126	2,746,126
永久社債	4,482,227	4,482,227
準備金	23,747,171	23,135,273
利益剰余金	40,161,704	39,006,167
	78,407,930	76,640,495
非支配持分	427,890	401,900
資本合計	78,835,820	77,042,395
資本および負債合計	961,177,334	911,820,412

[次へ](#)

1.4 未監査中間連結持分変動計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	親会社の株主に帰属												非支配 持分	資本 合計
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	準備金							小計	利益 剰余金	合計		
			資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金					
2024年1月1日現在残高	356,407	354,331	148,270	428,359	561,637	24,047	(15,608)	(2,901)	(9,722)	1,134,082	1,912,067	3,756,887	19,701	3,776,588
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	170,467	170,467	829	171,296
その他の包括利益	-	-	-	-	-	25,391	9,174	(491)	(5,014)	29,060	-	29,060	(311)	28,749
包括利益合計	-	-	-	-	-	25,391	9,174	(491)	(5,014)	29,060	170,467	199,527	518	200,045
配当金 - 普通株式2023年度最 終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(109,203)	(109,203)	-	(109,203)
その他の資本性金融商品の保 有者に対する分配	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(3,662)	(3,662)	-	(3,662)
利益準備金への積立て()	-	-	-	450	-	-	-	-	-	450	(450)	-	-	-
一般準備金への積立て()	-	-	-	-	542	-	-	-	-	542	(542)	-	-	-
その他の資本性金融商品の保 有者による資本注入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	872	872
非支配株主への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(116)	(116)
利益剰余金に振り替えたその 他の包括利益	-	-	-	-	-	(34)	-	-	-	(34)	34	-	-	-
その他	-	-	(23)	-	-	-	-	-	-	(23)	-	(23)	-	(23)
2024年6月30日現在残高（未 監査）	356,407	354,331	148,247	428,809	562,179	49,404	(6,434)	(3,392)	(14,736)	1,164,077	1,968,711	3,843,526	20,975	3,864,501

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ98百万人民元および352百万人民元を含む。

() 海外支店および子会社による一般準備金への積立て分、それぞれ271百万人民元および271百万人民元を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	親会社の株主に帰属												非支配 持分	資本 合計
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計	利益 剰余金	合計		
2024年1月1日現在 残高	7,270,703	7,228,352	3,024,708	8,738,524	11,457,395	490,559	(318,403)	(59,180)	(198,329)	23,135,273	39,006,167	76,640,495	401,900	77,042,395
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,477,527	3,477,527	16,912	3,494,438
その他の包括利益	-	-	-	-	-	517,976	187,150	(10,016)	(102,286)	592,824	-	592,824	(6,344)	586,480
包括利益合計	-	-	-	-	-	517,976	187,150	(10,016)	(102,286)	592,824	3,477,527	4,070,351	10,567	4,080,918
配当金 - 普通株式 2023年度最終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2,227,741)	(2,227,741)	-	(2,227,741)
その他の資本性金融 商品の保有者に対 する分配	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(74,705)	(74,705)	-	(74,705)
利益準備金への積立 て()	-	-	-	9,180	-	-	-	-	-	9,180	(9,180)	-	-	-
一般準備金への積立 て()	-	-	-	-	11,057	-	-	-	-	11,057	(11,057)	-	-	-
その他の資本性金融 商品の保有者によ る資本注入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,789	17,789
非支配株主への配当 利益剰余金に振り替 えたその他の包括 利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2,366)	(2,366)
その他	-	-	(469)	-	-	(694)	-	-	-	(694)	694	-	-	-
2024年6月30日現在 残高(未監査)	7,270,703	7,228,352	3,024,239	8,747,704	11,468,452	1,007,842	(131,254)	(69,197)	(300,614)	23,747,171	40,161,704	78,407,930	427,890	78,835,820

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ1,999百万円および7,181百万円を含む。

() 海外支店および子会社による一般準備金への積立て分、それぞれ5,528百万円および5,528百万円を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	親会社の株主に帰属												非支配 持分	資本 合計
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	準備金								利益 剰余金	合計		
			資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計				
2022年12月31日現在残高	356,407	354,331	148,280	392,487	496,719	767	(17,241)	(2,987)	(1,129)	1,016,896	1,767,537	3,495,171	18,655	3,513,826
会計方針の変更	-	-	-	-	-	1,576	-	-	(4,848)	(3,272)	4,210	938	655	1,593
2023年1月1日現在残高	356,407	354,331	148,280	392,487	496,719	2,343	(17,241)	(2,987)	(5,977)	1,013,624	1,771,747	3,496,109	19,310	3,515,419
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	173,744	173,744	976	174,720
その他の包括利益	-	-	-	-	-	11,906	9,075	(223)	(2,825)	17,933	-	17,933	166	18,099
包括利益合計	-	-	-	-	-	11,906	9,075	(223)	(2,825)	17,933	173,744	191,677	1,142	192,819
配当金 - 普通株式2022年度最 終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(108,169)	(108,169)	-	(108,169)
その他の資本性金融商品の保 有者に対する分配	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(3,634)	(3,634)	-	(3,634)
利益準備金への積立て()	-	-	-	252	-	-	-	-	-	252	(252)	-	-	-
一般準備金への積立て()	-	-	-	-	272	-	-	-	-	272	(272)	-	-	-
非支配株主への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(31)	(31)
利益剰余金に振り替えたその 他の包括利益	-	-	-	-	-	(196)	-	-	-	(196)	196	-	-	-
その他	-	-	16	-	-	-	-	-	-	16	-	16	-	16
2023年6月30日現在残高(未 監査)	356,407	354,331	148,296	392,739	496,991	14,053	(8,166)	(3,210)	(8,802)	1,031,901	1,833,360	3,575,999	20,421	3,596,420

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ112百万人民元および140百万人民元を含む。

() 子会社による一般準備金への積立て分、272百万人民元を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	親会社の株主に帰属												非支配 持分	資本 合計
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計	利益 剰余金	合計		
2022年12月31日現在残 高	7,270,703	7,228,352	3,024,912	8,006,735	10,133,068	15,647	(351,716)	(60,935)	(23,032)	20,744,678	36,057,755	71,301,488	380,562	71,682,050
会計方針の変更	-	-	-	-	-	32,150	-	-	(98,899)	(66,749)	85,884	19,135	13,362	32,497
2023年1月1日現在残 高	7,270,703	7,228,352	3,024,912	8,006,735	10,133,068	47,797	(351,716)	(60,935)	(121,931)	20,677,930	36,143,639	71,320,624	393,924	71,714,548
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,544,378	3,544,378	19,910	3,564,288
その他の包括利益	-	-	-	-	-	242,882	185,130	(4,549)	(57,630)	365,833	-	365,833	3,386	369,220
包括利益合計	-	-	-	-	-	242,882	185,130	(4,549)	(57,630)	365,833	3,544,378	3,910,211	23,297	3,933,508
配当金 - 普通株式2022 年度最終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2,206,648)	(2,206,648)	-	(2,206,648)
その他の資本性金融商 品の保有者に対する 分配	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(74,134)	(74,134)	-	(74,134)
利益準備金への積立て ()	-	-	-	5,141	-	-	-	-	-	5,141	(5,141)	-	-	-
一般準備金への積立て ()	-	-	-	-	5,549	-	-	-	-	5,549	(5,549)	-	-	-
非支配株主への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(632)	(632)
利益剰余金に振り替え たその他の包括利益	-	-	-	-	-	(3,998)	-	-	-	(3,998)	3,998	-	-	-
その他	-	-	326	-	-	-	-	-	-	326	-	326	-	326
2023年6月30日現在残 高(未監査)	7,270,703	7,228,352	3,025,238	8,011,876	10,138,616	286,681	(166,586)	(65,484)	(179,561)	21,050,780	37,400,544	72,950,380	416,588	73,366,968

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ2,285百万円および2,856百万円を含む。

() 子会社による一般準備金への積立て分、5,549百万円を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	親会社の株主に帰属											非支配 持分	資本 合計	
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	準備金							利益 剰余金	合計			
			資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金					小計
2022年12月31日現在残高	356,407	354,331	148,280	392,487	496,719	767	(17,241)	(2,987)	(1,129)	1,016,896	1,767,537	3,495,171	18,655	3,513,826
会計方針の変更	-	-	-	-	-	1,576	-	-	(4,848)	(3,272)	4,210	938	655	1,593
2023年1月1日現在残高	356,407	354,331	148,280	392,487	496,719	2,343	(17,241)	(2,987)	(5,977)	1,013,624	1,771,747	3,496,109	19,310	3,515,419
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	363,993	363,993	1,123	365,116
その他の包括利益	-	-	-	-	-	21,954	1,633	86	(3,745)	19,928	-	19,928	(701)	19,227
包括利益合計	-	-	-	-	-	21,954	1,633	86	(3,745)	19,928	363,993	383,921	422	384,343
配当金 - 普通株式2022年度最 終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(108,169)	(108,169)	-	(108,169)
その他の資本性金融商品の保 有者に対する配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(14,964)	(14,964)	-	(14,964)
利益準備金への積立て()	-	-	-	35,872	-	-	-	-	-	35,872	(35,872)	-	-	-
一般準備金への積立て()	-	-	-	-	64,918	-	-	-	-	64,918	(64,918)	-	-	-
非支配株主への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(31)	(31)
利益剰余金に振り替えたその 他の包括利益	-	-	-	-	-	(250)	-	-	-	(250)	250	-	-	-
その他	-	-	(10)	-	-	-	-	-	-	(10)	-	(10)	-	(10)
2023年12月31日現在残高(監 査済)	356,407	354,331	148,270	428,359	561,637	24,047	(15,608)	(2,901)	(9,722)	1,134,082	1,912,067	3,756,887	19,701	3,776,588

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ112百万人民元および891百万人民元を含む。

() 子会社による一般準備金への積立て分、654百万人民元を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	親会社の株主に帰属 準備金												非支配 持分	資本 合計
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計	利益 剰余金	合計		
2022年12月31日現在残高	7,270,703	7,228,352	3,024,912	8,006,735	10,133,068	15,647	(351,716)	(60,935)	(23,032)	20,744,678	36,057,755	71,301,488	380,562	71,682,050
会計方針の変更	-	-	-	-	-	32,150	-	-	(98,899)	(66,749)	85,884	19,135	13,362	32,497
2023年1月1日現在残高	7,270,703	7,228,352	3,024,912	8,006,735	10,133,068	47,797	(351,716)	(60,935)	(121,931)	20,677,930	36,143,639	71,320,624	393,924	71,714,548
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,425,457	7,425,457	22,909	7,448,366
その他の包括利益	-	-	-	-	-	447,862	33,313	1,754	(76,398)	406,531	-	406,531	(14,300)	392,231
包括利益合計	-	-	-	-	-	447,862	33,313	1,754	(76,398)	406,531	7,425,457	7,831,988	8,609	7,840,597
配当金 - 普通株式2022年度最終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2,206,648)	(2,206,648)	-	(2,206,648)
その他の資本性金融商品の保有者に対する配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(305,266)	(305,266)	-	(305,266)
利益準備金への積立て()	-	-	-	731,789	-	-	-	-	-	731,789	(731,789)	-	-	-
一般準備金への積立て()	-	-	-	-	1,324,327	-	-	-	-	1,324,327	(1,324,327)	-	-	-
非支配株主への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(632)	(632)
利益剰余金に振り替えたその他の包括利益	-	-	-	-	-	(5,100)	-	-	-	(5,100)	5,100	-	-	-
その他	-	-	(204)	-	-	-	-	-	-	(204)	-	(204)	-	(204)
2023年12月31日現在残高(監査済)	7,270,703	7,228,352	3,024,708	8,738,524	11,457,395	490,559	(318,403)	(59,180)	(198,329)	23,135,273	39,006,167	76,640,495	401,900	77,042,395

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ2,285百万円および18,176百万円を含む。

() 子会社による一般準備金への積立て分、13,342百万円を含む。

[次へ](#)

1.5 未監査中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民币)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年 (未監査)	2023年 (未監査)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	197,184	203,655
調整：		
関連会社および共同支配企業の損益に対する持分	(2,462)	(2,383)
減価償却費	14,539	15,227
償却費	2,379	2,126
信用減損損失	101,809	122,067
その他の資産に係る減損損失	260	188
未実現為替差益	(21,800)	(2,631)
発行社債の支払利息	24,555	19,200
減損貸出金に係る増価利息	(1,002)	(839)
金融投資に係る純利得	(11,181)	(12,282)
金融投資に係る受取利息	(178,910)	(165,748)
公正価値の変動による純利得	(8,399)	(4,872)
有形固定資産およびその他の資産（担保権実行資産を除く）の 処分および超過に係る純利得	(785)	(1,060)
受取配当金	(1,310)	(2,152)
	<u>114,877</u>	<u>170,496</u>
営業用資産の純減少／（増加）：		
中央銀行預け金	86,046	(164,427)
銀行およびその他の金融機関預け金	(61,649)	98,930
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(99,981)	(35,610)
リバース・レボ契約	(17,070)	62,493
顧客貸出金等	(1,753,562)	(2,046,867)
その他の資産	(117,173)	(193,580)
	<u>(1,963,389)</u>	<u>(2,279,061)</u>

営業用負債の純増加／（減少）：

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	8,797	(2,810)
中央銀行預り金	(13,126)	78,817
銀行およびその他の金融機関預り金	709,186	(174,055)
レボ契約	618,121	108,226
譲渡性預金	18,610	(29,096)
顧客預り金	590,735	3,404,369
その他の負債	6,013	100,651
	<u>1,938,336</u>	<u>3,486,102</u>

営業活動による税引前純キャッシュ・フロー

法人所得税支払額	<u>(62,841)</u>	<u>(80,268)</u>
----------	-----------------	-----------------

営業活動による純キャッシュ・フロー

	<u>26,983</u>	<u>1,297,269</u>
--	---------------	------------------

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産およびその他の資産の購入	(11,688)	(14,852)
有形固定資産およびその他の資産（担保権実行資産を除く）の売却による収入	5,131	6,447
金融投資の購入	(2,980,971)	(2,452,462)
金融投資の売却および償還による収入	2,018,161	1,829,148
関連会社および共同支配企業の処分による収入	1,064	1,764
投資収益の受取額	<u>180,185</u>	<u>173,134</u>

投資活動による純キャッシュ・フロー

	<u>(788,118)</u>	<u>(456,821)</u>
--	------------------	------------------

財務活動によるキャッシュ・フロー

その他の資本性金融商品の発行による収入	872	—
社債の発行による収入	922,175	718,126
社債利息の支払額	(25,875)	(21,859)
社債の償還	(706,644)	(456,871)
その他の資本性金融商品の保有者への配当金または利息の支払額	(3,662)	(3,634)
非支配株主への配当金の支払額	(116)	(31)
その他の財務活動による現金の支払額	<u>(3,946)</u>	<u>(3,859)</u>

財務活動による純キャッシュ・フロー

	<u>182,804</u>	<u>231,872</u>
--	----------------	----------------

現金および現金同等物の純（減少）／増加額

現金および現金同等物期首残高	(578,331)	1,072,320
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響額	2,755,732	1,926,851
	<u>4,747</u>	<u>37,703</u>

現金および現金同等物期末残高

	<u>2,182,148</u>	<u>3,036,874</u>
--	------------------	------------------

営業活動による純キャッシュ・フローに含まれる項目：

利息受取額	566,024	549,937
利息支払額	<u>(397,724)</u>	<u>(314,088)</u>

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年 (未監査)	2023年 (未監査)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	4,022,554	4,154,562
調整：		
関連会社および共同支配企業の損益に対する持分	(50,225)	(48,613)
減価償却費	296,596	310,631
償却費	48,532	43,370
信用減損損失	2,076,904	2,490,167
その他の資産に係る減損損失	5,304	3,835
未実現為替差益	(444,720)	(53,672)
発行社債の支払利息	500,922	391,680
減損貸出金に係る増価利息	(20,441)	(17,116)
金融投資に係る純利得	(228,092)	(250,553)
金融投資に係る受取利息	(3,649,764)	(3,381,259)
公正価値の変動による純利得	(171,340)	(99,389)
有形固定資産およびその他の資産（担保権実行資産を除く）の 処分および超過に係る純利得	(16,014)	(21,624)
受取配当金	(26,724)	(43,901)
	<u>2,343,491</u>	<u>3,478,118</u>
営業用資産の純減少 / (増加)：		
中央銀行預け金	1,755,338	(3,354,311)
銀行およびその他の金融機関預け金	(1,257,640)	2,018,172
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(2,039,612)	(726,444)
リバース・レボ契約	(348,228)	1,274,857
顧客貸出金等	(35,772,665)	(41,756,087)
その他の資産	(2,390,329)	(3,949,032)
	<u>(40,053,136)</u>	<u>(46,492,844)</u>

営業用負債の純増加／（減少）：

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	179,459	(57,324)
中央銀行預り金	(267,770)	1,607,867
銀行およびその他の金融機関預り金	14,467,394	(3,550,722)
レボ契約	12,609,668	2,207,810
譲渡性預金	379,644	(593,558)
顧客預り金	12,050,994	69,449,128
その他の負債	122,665	2,053,280
	<u>39,542,054</u>	<u>71,116,481</u>

営業活動による税引前純キャッシュ・フロー

法人所得税支払額	<u>(1,281,956)</u>	<u>(1,637,467)</u>
----------	--------------------	--------------------

営業活動による純キャッシュ・フロー

	<u>550,453</u>	<u>26,464,288</u>
--	----------------	-------------------

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産およびその他の資産の購入	(238,435)	(302,981)
有形固定資産およびその他の資産（担保権実行資産を除く）の売却による収入	104,672	131,519
金融投資の購入	(60,811,808)	(50,030,225)
金融投資の売却および償還による収入	41,170,484	37,314,619
関連会社および共同支配企業の処分による収入	21,706	35,986
投資収益の受取額	<u>3,675,774</u>	<u>3,531,934</u>

投資活動による純キャッシュ・フロー

	<u>(16,077,607)</u>	<u>(9,319,148)</u>
--	---------------------	--------------------

財務活動によるキャッシュ・フロー

その他の資本性金融商品の発行による収入	17,789	-
社債の発行による収入	18,812,370	14,649,770
社債利息の支払額	(527,850)	(445,924)
社債の償還	(14,415,538)	(9,320,168)
その他の資本性金融商品の保有者への配当金または利息の支払額	(74,705)	(74,134)
非支配株主への配当金の支払額	(2,366)	(632)
その他の財務活動による現金の支払額	<u>(80,498)</u>	<u>(78,724)</u>

財務活動による純キャッシュ・フロー

	<u>3,729,202</u>	<u>4,730,189</u>
--	------------------	------------------

現金および現金同等物の純（減少）／増加額

現金および現金同等物期首残高	(11,797,952)	21,875,328
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響額	56,216,933	39,307,760
	<u>96,839</u>	<u>769,141</u>

現金および現金同等物期末残高

	<u>44,515,819</u>	<u>61,952,230</u>
--	-------------------	-------------------

営業活動による純キャッシュ・フローに含まれる項目：

利息受取額	11,546,890	11,218,715
利息支払額	<u>(8,113,570)</u>	<u>(6,407,395)</u>

[前へ](#)[次へ](#)

２． 重要な会計方針に関する情報

IFRSの改訂の適用

当期間において、当グループは、IASBが公表し、2024年 1 月 1 日以後に開始する年次期間から当グループの連結財務諸表の作成に強制適用される以下のIFRSの改訂を初めて適用している。

- IFRS第16号の改訂「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」
- IAS第 1 号の改訂「負債の流動または非流動への分類」
- IAS第 1 号の改訂「特約条項付の非流動負債」
- IAS第 7 号およびIFRS第 7 号の改訂「サプライヤー・ファイナンス契約」

上記のIFRSの改訂の適用は、当グループの財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼさなかった。

重要な会計方針に関する情報

本連結財務諸表は、公正価値で測定する一部の金融商品および一部の非金融資産を除き、取得原価主義で作成されている。

2024年 6 月30日に終了した 6 ヶ月間の連結財務諸表で使用した会計方針および計算方法は、上記のIFRSの改訂の適用を除き、2023年12月31日に終了した会計年度の当グループの年次財務諸表において表示したものと同一である。

3. 未監査中間連結財務諸表注記

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

3.1 純受取利息

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
受取利息：		
顧客貸出金等		
法人貸出金等	302,965	287,358
個人貸出金	164,684	181,145
割引手形	8,549	8,932
金融投資	178,910	165,748
銀行およびその他の金融機関預け金	38,877	27,184
中央銀行預け金	27,068	26,216
	<u>721,053</u>	<u>696,583</u>
支払利息：		
顧客預り金	(298,566)	(284,796)
銀行およびその他の金融機関預り金	(74,688)	(47,916)
発行社債および譲渡性預金	<u>(33,849)</u>	<u>(26,884)</u>
	<u>(407,103)</u>	<u>(359,596)</u>
純受取利息	<u>313,950</u>	<u>336,987</u>

3.2 純受取手数料等

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
受取手数料等：		
決済・清算業務および現金管理	26,163	24,398
投資銀行業務	14,835	13,677
個人向け資産運用およびプライベート・バンキング・サービス	10,281	14,019
銀行カード業務	9,145	10,234
法人向け資産運用サービス	5,794	6,863
資産保管業務	4,118	4,380
保証およびコミットメント業務	2,978	5,865
信託および代理サービス	1,435	1,372
その他	1,624	1,555
	<u>76,373</u>	<u>82,363</u>
支払手数料等	<u>(8,968)</u>	<u>(8,898)</u>
純受取手数料等	<u>67,405</u>	<u>73,465</u>

3.3 トレーディング純収益

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
債券	6,515	7,247
デリバティブおよびその他	2,398	3,160
持分投資	699	(536)
	<u>9,612</u>	<u>9,871</u>

3.4 金融投資に係る純利得

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
FVTPLで測定する金融商品に係る純利得	8,914	7,956
うち：		
FVTPLで測定するものとして指定した金融商品に係る純損失	(1,597)	(1,993)
FVTOCIで測定する金融商品の処分による純利得	2,517	924
FVTOCIで測定するものとして指定した持分投資からの受取配当金	1,310	2,152
うち：		
期中に認識の中止が行われたもの	140	170
当期間の末日現在保有しているもの	1,170	1,982
償却原価で測定する金融投資の処分による純利得	1,945	1,524
その他	58	108
	<u>14,744</u>	<u>12,664</u>

注：「FVTPL」は「fair value through profit or loss」（純損益を通じて公正価値）の略である。

「FVTOCI」は「fair value through other comprehensive income」（その他の包括利益を通じて公正価値）の略である。

3.5 その他の純営業費用

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
オペレーティング・リース事業の純収益	5,457	5,459
保険事業の純費用	(3,887)	(3,996)
有形固定資産、担保権実行資産およびその他の資産の純売却益	816	1,110
為替および為替商品に係る純損失	(5,543)	(5,339)
その他	(555)	(1,315)
	<u>(3,712)</u>	<u>(4,081)</u>

3.6 営業費用

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
人件費：		
給与および賞与	42,130	42,263
従業員給付	11,746	11,304
退職後給付—確定拠出制度	9,441	9,433
	63,317	63,000
固定資産費用：		
有形固定資産の減価償却費	7,573	8,042
使用権資産の減価償却費およびその他のリース費用	3,576	3,781
修繕維持費	1,047	955
水道光熱費	946	928
	13,142	13,706
償却費	2,379	2,126
その他の管理費用	10,415	10,717
税金および追徴金	5,550	5,498
その他	10,405	10,332
	105,208	105,379

3.7 信用減損損失

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
顧客貸出金等	94,526	108,546
金融投資		
償却原価で測定する金融投資	1,113	10,364
FVTOCIで測定する金融資産	655	577
与信コミットメント	1,246	298
その他	4,269	2,282
	101,809	122,067

3.8 法人所得税

(a) 法人所得税

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
当期間法人所得税		
中国本土	22,443	36,427
香港特別行政区およびマカオ特別行政区	730	772
その他の海外法域	2,233	2,299
	25,406	39,498
繰延法人所得税	482	(10,563)
	25,888	28,935

2021年12月、経済協力開発機構は、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題 - グローバル税源浸食防止モデルルール」（以下「第2の柱の法制」という。）を公表した。第2の柱の法制のルールによると、実効税率15%未満の低税率の法域は、上乗せ（トップアップ）課税の影響を受ける場合がある。当グループの在外営業活動体が所在する一部の法域において、第2の柱の法制が当報告期間中に施行された。上述の法域における法制は、2024年6月30日に終了した6ヶ月間の当グループの財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼさなかった。当グループは、第2の柱の法制に関するIAS第12号の改訂を適用している。したがって、当グループは、第2の柱の法制に関連する繰延税金資産および負債の認識も情報の開示も行わない。

(b) 法人所得税と会計上の利益との調整

PRCの法定法人所得税率は25%である。その他の地域での評価可能な課税対象利益に対する税額は、当グループが営業する国または地域の現行の適用税率で計算されている。当グループは、PRCの法定法人所得税率による税引前利益に対する法人所得税額と、当グループの実際の法人所得税額との調整を、以下のとおりに行った。

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
税引前利益	197,184	203,655
PRCの法定法人所得税率による税金	49,296	50,914
他国または他地域との現行の適用税率の相違による影響	(288)	(406)
損金算入できない費用の影響	12,565	10,569
非課税所得の影響	(34,607)	(31,029)
関連会社および共同支配企業に帰属する利益の影響	(194)	(204)
その他の影響	(884)	(909)
法人所得税	25,888	28,935

3.9 配当

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
宣言され支払済または支払予定の普通株式配当：		
2023年度普通株式配当：1株当たり0.3064人民元		
(2022年度：1株当たり0.3035人民元)	109,203	108,169
宣言され支払済のその他の資本性金融商品の保有者に対する配当または利息：		
永久社債利息の分配	3,662	3,634

3.10 1株当たり利益

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
利益：		
親会社の株主に帰属する中間純利益	170,467	173,744
控除：親会社のその他の資本性金融商品の保有者に帰属する中間純利益	(3,662)	(3,634)
親会社の普通株式の株主に帰属する中間純利益	166,805	170,110
株式：		
加重平均発行済普通株式数（百万株）	356,407	356,407
基本的1株当たり利益（人民元）	0.47	0.48
希薄化後1株当たり利益（人民元）	0.47	0.48

基本的および希薄化後1株当たり利益は、親会社の普通株式の株主に帰属する中間純利益を加重平均発行済普通株式数で除したものであった。

3.11 デリバティブ金融商品

デリバティブとは、特定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格もしくはレートの指数、信用格付もしくは信用指数、またはその他の類似する変数の変動に応じて価値が変動する金融商品である。当グループは、先渡、スワップ、オプションおよび先物などのデリバティブ金融商品を利用している。

デリバティブの想定元本は、上述の特定の金融商品の基礎となる金額を表している。それは、当グループの取引量を示すが、リスクを反映するものではない。

当グループが保有するデリバティブ金融商品の想定元本および公正価値は以下のとおりである。

	2024年6月30日現在			2023年12月31日現在		
	想定元本	公正価値		想定元本	公正価値	
		資産	負債		資産	負債
為替契約	9,474,752	122,781	(79,551)	6,015,214	52,830	(41,618)
金利契約	4,369,971	13,304	(14,562)	4,231,434	15,142	(16,273)
コモディティ・デリバティブおよびその他	1,439,398	14,325	(29,230)	1,003,045	7,367	(18,360)
	<u>15,284,121</u>	<u>150,410</u>	<u>(123,343)</u>	<u>11,249,693</u>	<u>75,339</u>	<u>(76,251)</u>

(a) キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループのキャッシュ・フロー・ヘッジは、将来のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーをヘッジする目的で利用する金利スワップ契約、通貨スワップ契約、エクイティおよびその他のデリバティブから構成されている。

上記デリバティブ金融商品のうち、当グループのキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されているものは、以下のとおりである。

2024年6月30日現在

	残存期間別想定元本					公正価値	
	3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債
金利スワップ契約	799	255	945	－	1,999	35	－
通貨スワップ契約	46,547	34,839	4,180	－	85,566	1,775	(620)
エクイティおよびその他の デリバティブ	16	20	71	1	108	9	(2)
	<u>47,362</u>	<u>35,114</u>	<u>5,196</u>	<u>1</u>	<u>87,673</u>	<u>1,819</u>	<u>(622)</u>

2023年12月31日現在

	残存期間別想定元本					公正価値	
	3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債
金利スワップ契約	－	2,417	1,863	－	4,280	99	(6)
通貨スワップ契約	42,935	82,685	4,322	－	129,942	761	(1,052)
エクイティおよびその他の デリバティブ	922	322	82	2	1,328	74	(17)
	<u>43,857</u>	<u>85,424</u>	<u>6,267</u>	<u>2</u>	<u>135,550</u>	<u>934</u>	<u>(1,075)</u>

当グループのキャッシュ・フロー・ヘッジによりヘッジされているリスク・エクスポージャーと対応する資本への影響額の詳細は、以下のとおりである。

2024年6月30日現在				
ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ手段		
資産	負債	当期間におけるその他の 包括利益への影響	その他の包括利益へ の累積的影響	
有価証券()	5,686	(30,168)	(141)	452
顧客貸出金等	15,348	—	(116)	53
その他()	25,307	(14,860)	(202)	(3,832)
	46,341	(45,028)	(459)	(3,327)

- () 有価証券は、FVTOCIで測定する金融投資、償却原価で測定する金融投資および譲渡性預金に計上されている。
 () その他のヘッジ対象は、銀行およびその他の金融機関預け金、その他の資産、銀行およびその他の金融機関預り金、顧客預り金ならびにその他の負債に計上されている。

2023年12月31日現在				
ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ手段		
資産	負債	当年度におけるその他の 包括利益への影響	その他の包括利益へ の累積的影響	
有価証券()	4,733	(27,775)	248	593
顧客貸出金等	39,997	—	169	169
その他()	30,146	(41,615)	(290)	(3,630)
	74,876	(69,390)	127	(2,868)

- () 有価証券は、FVTOCIで測定する金融投資、償却原価で測定する金融投資、発行社債および譲渡性預金に計上されている。
 () その他のヘッジ対象は、銀行およびその他の金融機関預け金、その他の資産、銀行およびその他の金融機関預り金、顧客預り金ならびにその他の負債に計上されている。

2024年6月30日および2023年6月30日に終了した6ヶ月間において、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じ、純損益で認識されたヘッジの非有効部分はなかった。

(b) 公正価値ヘッジ

当グループは、市場金利の変動に起因する金融資産および金融負債の公正価値の変動をヘッジする目的で、公正価値ヘッジを利用している。当グループは、金融資産および金融負債の金利リスクをヘッジするためのヘッジ手段として、主に金利スワップを利用していた。

ヘッジ手段の公正価値の変動およびヘッジ対象に関連するヘッジされたリスクから発生する純利得または損失は、以下のとおりである。

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
公正価値ヘッジから発生する純利得 / (損失) :		
ヘッジ手段	496	3,216
ヘッジ対象	(566)	(3,267)
	(70)	(51)

上記デリバティブ金融商品のうち、公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されているものは金利スワップであり、詳細は以下のとおりである。

	残存期間別想定元本				公正価値	
	3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産 負債
2024年 6月30日現在	4,889	12,543	40,655	13,095	71,182	2,927 (276)
2023年12月31日現在	2,270	18,042	45,069	17,020	82,401	2,955 (416)

当グループの公正価値ヘッジによりヘッジされているリスク・エクスポージャーの詳細は、以下のとおりである。

2024年6月30日現在				
	ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ対象の公正価値への調整の累計額	
	資産	負債	資産	負債
有価証券()	64,041	(1,415)	(842)	69
顧客貸出金等	2,567	-	(104)	-
その他()	1,238	-	(19)	-
	67,846	(1,415)	(965)	69

- () 有価証券は、FVTOCIで測定する金融投資、償却原価で測定する金融投資、発行社債および譲渡性預金に計上されている。
 () その他のヘッジ対象は、銀行およびその他の金融機関預け金、レボ契約、その他の資産ならびに銀行およびその他の金融機関預け金に計上されている。

2023年12月31日現在				
	ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ対象の公正価値への調整の累計額	
	資産	負債	資産	負債
有価証券()	73,809	(1,404)	(703)	62
顧客貸出金等	3,429	-	(90)	-
その他()	3,267	-	(92)	-
	80,505	(1,404)	(885)	62

- () 有価証券は、FVTOCIで測定する金融投資、償却原価で測定する金融投資および発行社債に計上されている。
 () その他のヘッジ対象は、銀行およびその他の金融機関預け金ならびにレボ契約に計上されている。

(c) 純投資ヘッジ

当グループの連結財政状態計算書は、当行の機能通貨と支店および子会社の機能通貨との間の為替差額の影響を受ける。当グループは、特定の状況において、このような為替エクスポージャーをヘッジする。ヘッジ手段には、関連する支店および子会社の機能通貨と同じ通貨建ての顧客預り金を用いており、特定の在外営業活動体に対する純投資ヘッジとして会計処理している。

2024年6月30日現在、ヘッジ手段からの純損失累計額1,452百万人民元がその他の包括利益に認識された(2023年12月31日現在:純損失累計額1,002百万人民元)。2024年6月30日および2023年6月30日に終了した6ヶ月間において、純投資ヘッジから生じ、純損益で認識されたヘッジの非有効部分はなかった。

(d) 金融商品の相殺

金融商品相殺の原則に従い、当グループは、一定のデリバティブ金融資産、デリバティブ金融負債および変動証拠金を相殺し、相殺後の純額を財務諸表に表示している。

	2024年6月30日現在		2023年12月31日現在	
	総額	純額	総額	純額
デリバティブ金融資産	73,912	26,534	71,381	24,048
デリバティブ金融負債	73,804	27,906	72,958	26,884

(e) デリバティブ金融商品の取引相手の信用リスク加重資産

報告期間の末日現在、上記の当グループのデリバティブに関する信用リスク加重資産は、以下のとおりである。

	2024年6月30日現在	2023年12月31日現在
取引相手の債務不履行リスク加重資産	122,273	86,521
うち：		
純額決済されていない債務不履行リスク加重資産	67,987	48,975
純額決済された債務不履行リスク加重資産	54,286	37,546
信用評価調整リスク加重資産	38,962	36,563
中央清算機関の信用リスク加重資産	3,919	4,678
	165,154	127,762

3.12 金融投資

	2024年6月30日現在	2023年12月31日現在
FVTPLで測定する金融投資	916,147	811,957
FVTOCIで測定する金融投資	2,641,676	2,230,862
償却原価で測定する金融投資	9,431,099	8,806,849
	12,988,922	11,849,668

3.13 その他の包括利益

(a) 未監査中間連結財政状態計算書における親会社の株主に帰属するその他の包括利益

	投資再評価準備金	為替換算調整勘定	その他	合計
2023年1月1日現在	2,343	(17,241)	(8,858)	(23,756)
当年度中の増減	21,704	1,633	(3,659)	19,678
2023年12月31日および 2024年1月1日現在	24,047	(15,608)	(12,517)	(4,078)
当期間中の増減	25,357	9,174	(5,505)	29,026
2024年6月30日現在	49,404	(6,434)	(18,022)	24,948

(b) 未監査中間連結純損益およびその他の包括利益計算書におけるその他の包括利益

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
純損益に振り替えられることのない項目：		
()FVTOCIで測定するものとして指定した資本性金融商品の 公正価値の変動	2,034	1,426
控除：税効果	(520)	(481)
	1,514	945
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	49	(18)
()その他	26	7
事後的に純損益に振り替えられる可能性のある項目：		
()FVTOCIで測定する負債性金融商品の公正価値の変動	35,463	14,812
控除：その他の包括利益から純損益への振替額	(1,941)	109
控除：税効果	(8,614)	(3,504)
	24,908	11,417
()FVTOCIで測定する負債性金融商品の信用損失	1,722	601
控除：税効果	(401)	(179)
	1,321	422
()キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金：		
当期間中の損失	(459)	(209)
控除：税効果	(57)	29
	(516)	(180)
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	(426)	(46)
()為替換算調整勘定	9,332	9,412
()その他	(7,459)	(3,860)
	28,749	18,099

[前へ](#)[次へ](#)

3.14 コミットメントおよび偶発負債

(a) キャピタル・コミットメント

報告期間の末日現在、当グループのキャピタル・コミットメントは、以下のとおりであった。

	2024年 6 月30日現在	2023年12月31日現在
契約済み未引当	17,855	26,804

(b) 与信コミットメント

当グループにおいて、承認済貸出およびクレジットカード限度額未実行部分を含む、信用を供与するという未実行のコミットメント契約がある。

当グループは第三者に対して顧客の履行を保証するために、信用状および財務保証を発行する。

銀行引受手形は、顧客が振り出した為替手形の支払いを当グループが代わりに引き受けることである。当グループはほとんどの銀行引受手形について、顧客から弁済が行われるのと同時に決済されると予測している。

カテゴリー別の与信コミットメント契約額は、以下のとおりである。貸付コミットメントおよびクレジットカード限度額未実行部分の開示額は、全額が供与されるとする仮定に基づいた額である。銀行引受手形、信用状および保証の額は、取引相手が契約を履行しなかった場合に報告期間の末日現在で認識されうる潜在的最大損失額である。

	2024年 6 月30日現在	2023年12月31日現在
銀行引受手形	858,593	804,061
発行保証		
—融資保証状	25,798	32,048
—非融資保証状	602,489	540,709
一覧払い信用状	54,016	53,099
期限付き信用状	154,779	148,803
貸付コミットメント		
—当初の満期が1年未満	135,981	34,841
—当初の満期が1年以上	327,486	443,749
クレジットカード限度額未実行部分	1,161,709	1,126,870
	3,320,851	3,184,180
与信コミットメントに係る信用リスク加重資産	1,160,944	1,158,895

(c) オペレーティング・リース

当グループは、主に子会社のICBCリーシングにより引き受けられたオペレーティング・リースを通して、貸手となっている。解約不能のオペレーティング・リース契約に基づく、将来の期間における当グループの割引前の最低受取リース料想定額は、以下のとおりであった。

	2024年6月30日現在	2023年12月31日現在
1年以内	18,831	18,228
1年超2年以内	16,221	16,037
2年超3年以内	14,524	14,878
3年超5年以内	23,932	23,914
5年超	49,659	51,414
	<u>123,167</u>	<u>124,471</u>

(d) 訴訟手続および仲裁

当グループは、通常の業務の過程において訴訟および仲裁に関与している。2024年6月30日現在、当行および／または子会社を相手取った係争中の訴訟手続および仲裁が多数存在し、その請求金額は合計7,355百万人民元（2023年12月31日現在：6,659百万人民元）であった。

経営者の見解では、当グループは、現在の事実と状況に基づいて発生する可能性があるいかなる損失に対しても十分な引当金を積立てており、またこれらの訴訟および仲裁の最終的な結果が当グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼすことはない。

(e) 国債の償還義務および有価証券引受義務

MOFの引受代理人として、当行は一部の中国国債を引き受け、一般に販売している。当行には、これらの国債を保有者の任意で満期前に随時償還する義務がある。国債の償還価格は、国債の額面価格に償還日までの経過利息を加えた金額に基づいている。MOFは、これらの中国国債の繰上げ償還の都度には資金供給しないが、満期日には元利を返済する義務がある。当グループが引き受けて販売したが満期が未到来の国債の額面価格を示す償還債務は、2024年6月30日現在56,530百万人民元（2023年12月31日現在：57,256百万人民元）であった。経営者は、当行によるこれらの中国国債の満期前の償還債務は、重要ではないと予想している。

2024年6月30日現在、当グループの有価証券引受義務の残高はない（2023年12月31日現在：残高なし）。

(f) 指定基金および貸出金

	2024年6月30日現在	2023年12月31日現在
指定基金	4,171,737	3,857,252
指定貸出金	4,171,531	3,857,046

指定基金は、委託者が当グループに指定した第三者に貸出を行うよう指示した資金を表している。信用リスクは委託者が負担する。

指定貸出金は、当グループと委託者が締結した信託契約に従い、委託者の指定した特定の借手に対して委託者に代わり提供した貸出金を表している。当グループはリスクを一切負担しない。

(g) 信託業務

当グループは、保管、信託および資産運用サービスを第三者に提供している。これらの信託業務に係る信託財産は当グループの連結財政状態計算書に含まれない。

3.15 セグメント情報

(a) 事業セグメント

当グループは、社内組織構造、経営上の要件および内部報告制度に基づき、法人金融、個人金融および資金業務の事業セグメントに区分している。

法人金融

法人金融セグメントは、法人、政府機関および金融機関に対する金融商品とサービスの提供を行っている。こうした商品とサービスには、法人向け貸付、貿易金融、預金取扱業務、法人向け資産運用サービス、保管業務および各種法人向け仲介サービスが含まれる。

個人金融

個人金融セグメントは、個人顧客に対する金融商品とサービスの提供を行っている。こうした商品とサービスには、個人向け貸付、預金取扱業務、カード事業、個人資産運用サービスおよび各種個人向け仲介サービスが含まれる。

資金業務

資金業務セグメントは、当グループの資金業務を行っている。資金業務には、自己勘定または顧客のためのマネー・マーケット取引、有価証券投資、外国為替取引およびデリバティブのポジションの保有が含まれる。

その他

当セグメントは、セグメントに直接帰属しないまたは合理的な基準で配分できない当グループの資産、負債、収益および費用を含んでいる。

経営者は、資源配分に関する意思決定や業績評価の目的で、当グループの各事業セグメントの経営成績を個別にモニタリングしている。セグメント情報は、当グループの財務諸表の作成および表示のために採用された会計方針に準拠して作成されている。

セグメント間の取引は、主として個別セグメント間の資金の移動である。これらの取引の内部移転価格は、市場金利を参照して決定され、各セグメントの業績に反映されている。内部資金振替に係る純受取利息および支払利息は、「内部純受取／（支払）利息」としている。第三者に係る純受取利息および支払利息は、「外部純受取／（支払）利息」としている。

セグメント別収益、費用、損益、資産および負債は、セグメントに直接帰属する項目だけでなく、合理的な基準で配分できる項目も含んでいる。配分基準は主に資源の占有またはそれに対する寄与に基づいている。法人所得税はグループ全体で管理され、事業セグメントに配分されない。

2024年6月30日に終了した6ヶ月間

	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
外部純受取利息	164,619	14,155	135,176	－	313,950
内部純（支払）／受取利息	(24,253)	124,492	(100,239)	－	－
純受取手数料等	43,380	23,412	613	－	67,405
その他の純収益（ ）	3,593	392	14,199	2,460	20,644
営業収益	187,339	162,451	49,749	2,460	401,999
営業費用	(42,728)	(53,025)	(7,156)	(2,299)	(105,208)
資産に係る減損損失（ ）	(51,991)	(45,906)	(4,519)	347	(102,069)
営業利益	92,620	63,520	38,074	508	194,722
関連会社および共同支配企業の損益 に対する持分	－	－	－	2,462	2,462
税引前利益	92,620	63,520	38,074	2,970	197,184
法人所得税					(25,888)
中間純利益					171,296
その他のセグメント情報：					
減価償却費および償却費	5,157	6,484	1,363	53	13,057
資本的支出	6,618	8,689	1,759	69	17,135

2024年6月30日現在

	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
セグメント資産	18,856,128	9,044,085	18,971,818	146,567	47,018,598
うち：					
関連会社および共同支配企業への 投資	－	－	－	65,568	65,568
有形固定資産	103,134	143,616	27,714	23,312	297,776
その他の非流動資産（ ）	39,689	20,358	5,473	9,344	74,864
未配分資産					97,938
資産合計					47,116,536
セグメント負債	16,696,259	18,390,594	7,879,816	254,957	43,221,626
未配分負債					30,409
負債合計					43,252,035
その他のセグメント情報：					
与信コミットメント	2,159,142	1,161,709	－	－	3,320,851

（ ）トレーディング純収益、金融投資に係る純利得ならびにその他の純営業費用を含む。

（ ）信用減損損失およびその他の資産に係る減損損失を含む。

（ ）無形資産、のれん、長期繰延費用、使用権資産およびその他の非流動資産を含む。

2023年6月30日に終了した6ヶ月間

	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
外部純受取利息	154,317	39,603	143,067	－	336,987
内部純（支払）／受取利息	(475)	102,153	(101,678)	－	－
純受取手数料等	45,257	27,732	476	－	73,465
その他の純収益／（費用）（ ）	2,666	(544)	13,599	2,733	18,454
営業収益	201,765	168,944	55,464	2,733	428,906
営業費用	(42,803)	(53,412)	(7,315)	(1,849)	(105,379)
資産に係る減損損失（ ）	(98,002)	(11,783)	(12,978)	508	(122,255)
営業利益	60,960	103,749	35,171	1,392	201,272
関連会社および共同支配企業の損益 に対する持分	－	－	－	2,383	2,383
税引前利益	60,960	103,749	35,171	3,775	203,655
法人所得税					(28,935)
中間純利益					174,720
その他のセグメント情報：					
減価償却費および償却費	5,343	6,688	1,411	53	13,495
資本的支出	8,204	10,640	2,157	84	21,085

2023年12月31日現在

	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
セグメント資産	17,203,589	8,983,095	18,228,557	177,169	44,592,410
うち：					
関連会社および共同支配企業への 投資	－	－	－	64,778	64,778
有形固定資産	108,123	137,558	27,917	25,280	298,878
その他の非流動資産（ ）	42,654	19,802	5,487	8,549	76,492
未配分資産					104,669
資産合計					44,697,079
セグメント負債	16,989,789	17,454,497	6,226,481	182,472	40,853,239
未配分負債					67,252
負債合計					40,920,491
その他のセグメント情報：					
与信コミットメント	2,058,377	1,125,803	－	－	3,184,180

（ ）トレーディング純収益、金融投資に係る純利得ならびにその他の純営業収益および費用を含む。

（ ）信用減損損失およびその他の資産に係る減損損失を含む。

（ ）無形資産、のれん、長期繰延費用、使用権資産およびその他の非流動資産を含む。

(b) 所在地別セグメント

当グループは主に中国本土で営業しており、中国本土以外で営業する支店および子会社も有している。地域の区分は以下のとおりである。

中国本土（本店および国内支店）

本店 ： 本店事業部門（本店およびその部局が直接統制する機関を含む）。

長江デルタ ： 上海、江蘇、浙江および寧波を含む。

珠江デルタ ： 広東、深圳、福建およびアモイを含む。

環渤海 ： 北京、天津、河北、山東および青島を含む。

華中 ： 山西、河南、湖北、湖南、安徽、江西および海南を含む。

華西 ： 重慶、四川、貴州、雲南、広西、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆、内蒙古およびチベットを含む。

華北・華東 ： 遼寧、黒龍江、吉林および大連を含む。

海外その他

中国本土以外の支店、国内外子会社、ならびに関連会社および共同支配企業への投資。

2024年6月30日に終了した6ヶ月間

	中国本土（本店および国内支店）								
	中国本土（本店および国内支店）			華北・華東			海外		合計
	本店	長江 デルタ	珠江 デルタ	環渤海	華中	華西	華北・ 華東	海外 その他	
外部純受取／（支払）利息	155,819	29,047	28,447	(10,400)	34,911	46,960	1,314	27,852	313,950
内部純（支払）／受取利息	(173,503)	34,111	18,020	83,746	16,833	11,371	11,997	(2,575)	—
純受取手数料等	14,186	14,076	7,924	10,866	6,675	6,147	1,505	6,971	67,405
その他の純収益／（費用）（ ）	13,346	(84)	(491)	(420)	(273)	(521)	(124)	8,282	20,644
営業収益	9,848	77,150	53,900	83,792	58,146	63,957	14,692	40,530	401,999
営業費用	(13,013)	(15,719)	(11,139)	(17,390)	(14,862)	(15,705)	(5,225)	(12,171)	(105,208)
資産に係る減損損失（ ）	(20,373)	(13,323)	(21,283)	(9,193)	(16,760)	(15,771)	(2,870)	(2,496)	(102,069)
営業（損失）／利益	(23,538)	48,108	21,478	57,209	26,524	32,481	6,597	25,863	194,722
関連会社および共同支配企業 の損益に対する持分	—	—	—	—	—	—	—	2,462	2,462
税引前（損失）／利益	(23,538)	48,108	21,478	57,209	26,524	32,481	6,597	28,325	197,184
法人所得税									(25,888)
中間純利益									171,296
その他のセグメント情報：									
減価償却費および償却費	2,091	2,050	1,399	1,929	1,784	2,037	740	1,027	13,057
資本的支出	1,105	1,255	907	1,056	986	918	308	10,600	17,135

2024年6月30日現在

	中国本土（本店および国内支店）								
	中国本土（本店および国内支店）			華北・華東			海外		合計
	本店	長江 デルタ	珠江 デルタ	環渤海	華中	華西	華北・ 華東	海外 その他	
地域別資産	7,675,863	11,780,941	7,670,444	7,043,937	5,228,830	6,155,462	1,781,243	4,451,593	47,018,598
うち：									
関連会社および共同支配企業 への投資	—	—	—	—	—	—	—	65,568	65,568
有形固定資産	10,587	30,687	13,139	18,589	17,407	20,569	7,646	179,152	297,776
その他の非流動資産（ ）	17,812	6,855	5,814	6,674	8,260	9,718	2,161	17,667	74,864
未配分資産									97,938
資産合計									47,116,536
地域別負債	4,452,533	10,621,718	6,475,912	11,211,736	5,260,769	5,574,337	2,218,824	2,175,512	43,221,626
未配分負債									30,409
負債合計									43,252,035
その他のセグメント情報：									
与信コミットメント	1,170,121	1,786,797	1,111,446	1,339,570	807,724	839,761	180,387	780,265	3,320,851

（ ）トレーディング純収益、金融投資に係る純利得ならびにその他の純営業費用を含む。

（ ）信用減損損失およびその他の資産に係る減損損失を含む。

（ ）無形資産、のれん、長期繰延費用、使用権資産およびその他の非流動資産を含む。

2023年6月30日に終了した6ヶ月間

	中国本土（本店および国内支店）							海外 その他	消去	合計
	本店	長江 デルタ	珠江 デルタ	環渤海	華中	華西	華北・ 華東			
外部純受取利息	158,462	31,984	34,022	199	36,913	49,974	3,113	22,320	－	336,987
内部純（支払）／受取利息	(161,197)	34,657	17,335	70,833	17,598	11,871	11,177	(2,274)	－	－
純受取手数料等	16,401	14,268	9,056	11,464	7,753	7,349	1,733	6,547	(1,106)	73,465
その他の純収益／（費用）（　）	8,485	(615)	(691)	(501)	(435)	(422)	179	11,352	1,102	18,454
営業収益	22,151	80,294	59,722	81,995	61,829	68,772	16,202	37,945	(4)	428,906
営業費用	(14,753)	(15,607)	(11,323)	(16,456)	(15,059)	(15,430)	(5,045)	(11,710)	4	(105,379)
資産に係る減損損失（　）	(27,340)	(18,478)	(21,632)	(19,599)	(13,625)	(15,605)	(3,114)	(2,862)	－	(122,255)
営業（損失）／利益	(19,942)	46,209	26,767	45,940	33,145	37,737	8,043	23,373	－	201,272
関連会社および共同支配企業 の損益に対する持分	－	－	－	－	－	－	－	2,383	－	2,383
税引前（損失）／利益	(19,942)	46,209	26,767	45,940	33,145	37,737	8,043	25,756	－	203,655
法人所得税										(28,935)
中間純利益										174,720
その他のセグメント情報：										
減価償却費および償却費	2,351	2,019	1,385	1,947	1,769	2,062	755	1,207	－	13,495
資本的支出	696	585	763	1,275	1,001	892	244	15,629	－	21,085

2023年12月31日現在

	中国本土（本店および国内支店）							海外 その他	消去	合計
	本店	長江 デルタ	珠江 デルタ	環渤海	華中	華西	華北・ 華東			
地域別資産	8,502,997	10,215,437	6,993,931	6,680,826	4,946,259	5,743,425	1,597,213	4,255,879	(4,343,557)	44,592,410
うち：										
関連会社および共同支配企業 への投資	-	-	-	-	-	-	-	64,778	-	64,778
有形固定資産	11,663	31,346	13,544	19,297	18,074	21,517	7,996	175,441	-	298,878
その他の非流動資産（ ）	17,001	7,087	6,253	6,837	8,392	9,998	2,338	18,756	(170)	76,492
未配分資産										104,669
資産合計										44,697,079
地域別負債	5,554,090	9,781,890	6,342,124	10,346,856	4,965,877	5,207,532	1,986,209	1,012,218	(4,343,557)	40,853,239
未配分負債										67,252
負債合計										40,920,491
その他のセグメント情報：										
与信コミットメント	1,140,709	1,742,306	1,132,348	1,305,493	735,849	878,791	170,587	788,274	(4,710,177)	3,184,180

（ ）トレーディング純収益、金融投資に係る純利得ならびにその他の純営業収益および費用を含む。

（ ）信用減損損失およびその他の資産に係る減損損失を含む。

（ ）無形資産、のれん、長期繰延費用、使用権資産およびその他の非流動資産を含む。

[前へ](#)

2【その他】

(1) 後発事象

当該半期末以降に発生した重要事項はない。

(2) 訴訟等

「1 中間財務書類」の未監査中間財務報告注記3.14(d)を参照のこと。

3 【国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違】

本書記載の財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則とはいくつかの点で相違しており、その主な相違は以下に要約されている。

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社は、類似の状況における同様の取引および他の事象に関し、統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。在外子会社の財務諸表は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正および組替が行われる。また、国際会計基準（以下「IAS」という。）第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、関連会社または共同支配企業が類似の状況における同様の取引および事象に関して、企業とは異なる会計方針を用いている場合には、企業が持分法を適用するために関連会社または共同支配企業の財務諸表を用いる際に、関連会社または共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。但し、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内子会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針は、原則として統一する。但し、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内関連会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社等に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務諸表作成に用いる親会社およびその子会社の財務諸表は、同じ報告日としなければならない。親会社の報告期間の期末日が子会社と異なる場合、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の財務諸表と同日現在の追加的な財務諸表を作成して、親会社が子会社の財務情報を連結できるようにする。実務上不可能な場合には、親会社は子会社の直近の財務諸表を用いて子会社の財務情報を連結しなければならないが、当該財務諸表の日付と連結財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整する。いかなる場合でも、子会社の財務諸表と連結財務諸表の日付の差異は3か月を超えてはならず、報告期間の長さおよび財務諸表の日付の差異は每期同一でなければならない。

また、関連会社および共同支配企業については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、企業が持分法を適用する際には、関連会社または共同支配企業の直近の利用可能な財務諸表を使用する。企業の報告期間の末日が関連会社または共同支配企業と異なる場合には、関連会社または共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、企業の使用のために、企業の財務諸表と同じ日付で財務諸表を作成する。子会社と同様に、持分法を適用する際に用いる関連会社または共同支配企業の財務諸表を企業と異なる日付で作成する場合には、その日付と企業の財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整を行わなければならない。いかなる場合にも、関連会社または共同支配企業の報告期間の末日と企業の報告期間の末日との差異は3か月以内でなければならない。報告期間の長さとその末日の差異は每期同じでなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。但し、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引または事象が発生しているときには、必要な修正または注記を行う。

(2) 連結の範囲および持分法の適用範囲

(a) 連結の範囲および持分法の適用範囲

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、支配を有する会社（子会社）に対しては連結、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、投資先に対して共同支配または重要な影響力を有する企業は、関連会社または共同支配企業に対する投資を持分法で会計処理しなければならない。IFRS第10号では、投資者が、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している場合には、投資先を支配していると判定される。IAS第28号では、重要な影響力とは、投資先の財務および営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配または共同支配ではないものと定めている。

またIFRS第12号「他の企業への関与の開示」では、「組成された企業」（特別目的事業体と類似の性格を有すると考えられる。）を「誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業」と定義し、組成された企業への関与についての開示要求事項を定めている。組成された企業は、上記IFRS第10号の支配の概念に照らし、投資者が組成された企業を支配していると判定される場合には、連結の範囲に含めることになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。但し、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資について持分法を適用する。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。但し、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

(b) 投資企業に関する連結の例外

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に従い、親会社が投資企業の定義に該当する場合には、一定の場合を除き子会社を連結してはならず、それに代えて、子会社に対する投資をIFRS第9号「金融商品」に従い純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

なお、投資企業の親会社は、投資企業である子会社を通じて支配している企業を含めて、支配しているすべての企業を連結しなければならない。但し、親会社自身が投資企業である場合を除く。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の決定に関する適用指針」において、ベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う企業）が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として他の企業の株式や出資を有している場合、当該他の企業の意思決定機関を支配していることに該当する要件（すなわち、親会社に該当する要件）を満たしていても、財務上または営業上もしくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる一定の要件を満たす場合には、当該他の企業を子会社に該当しないこととされている。

(3) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合ごとに、取得企業は、取得日現在で、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかで測定しなければならない。

(a) 非支配持分の公正価値

(b) 被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

親会社の子会社に対する所有持分の変動のうち、親会社の子会社に対する支配の喪失とならないものは、資本取引（すなわち、所有者としての立場での所有者との取引）である。

日本では、IFRSのように非支配株主持分を当初認識時に公正価値で測定する方法（全部のれん方式）は認められておらず、取得日における非支配株主持分は、同日における被取得企業の識別可能純資産の時価に対する非支配株主の持分で測定される。

(4) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

- (a) 重大な判断および仮定（支配、共同支配および重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断および仮定）
- (b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動およびキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容および程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容および変動、ならびに子会社に対する所有持分の変動）
- (c) 共同支配の取決めおよび関連会社への関与（共同支配の取決めおよび関連会社への関与の内容、程度および財務上の影響、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容および程度、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項およびその他連結の方針に関する重要な事項ならびにこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

(5) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合に取得法が適用されている（共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業または事業の結合、および事業を構成しない資産または資産グループの取得を除く。）。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

但し、日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

(a)条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付もしくは引渡しまたは返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するかまたは返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに、のれんの修正（のれんの追加的認識もしくは負ののれんの減額またはのれんの減額もしくは負ののれんの追加的認識）を行う。

(b)のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、IFRSのように非支配株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

(c)のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、每期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、のれんの計上後20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。但し、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる。

(6) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」により、金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー上の特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- (a) 償却原価で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (c) 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの： 上記以外の場合。

但し、企業は、当初認識時に、売買目的保有またはIFRS第3号「企業結合」が適用される企業結合における取得企業によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品に対する投資の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプションおよび負債であるデリバティブ等を除く）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS第9号では、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減するなどの一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産および金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。

- ・ 市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額とすることが求められる。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債のうち支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は債務額で測定される。但し、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

(7) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、(1)金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または(2)金融資産を譲渡し、かつ(a)企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを他の当事者に移転した時、もしくは(b)企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、企業は資産に対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡された金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(8) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的へ保有目的区分を変更することは認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への保有目的区分の変更については、正当な理由がある限られた状況（例えば、トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券の保有目的区分をすべて売却可能（その他有価証券）に変更することができる。）においてのみ認められている。

(9) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、IFRS第7号「金融商品：開示」に基づき、当該基準の対象となるすべての金融資産および金融負債について以下の開示を行うことが要求されている。

- (a) 企業の財政状態および業績に対する金融商品の重要性
- (b) 企業が当期中および報告期間の末日現在で晒されている金融商品から生じるリスクの内容および程度、ならびに企業の当該リスクの管理方法

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。但し、金融商品から生じるリスクのうち市場リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。

(10) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に従い、資産または資金生成単位に減損の兆候が認められ、その資産または資金生成単位の回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値と使用価値（資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。減損損失計上後、一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれが高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、償却原価で事後測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で事後測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産に係る損失評価引当金は、その他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積もらなければならない。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入れ）の金額は、減損利得または減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および関連する指針に従い、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。実質価額とは、通常、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に、所有株式数を乗じた金額とされている。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等の3つに区分し、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権については債権の状況に応じて財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法、破産更生債権等については財務内容評価法と、債権の区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類されている債券についても認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(11) ヘッジ会計

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」において、ヘッジに関する方針の文書化等のヘッジ会計の要件を満たした場合に、以下の3つのヘッジ関係に基づいて会計処理される。

- (a) 公正価値ヘッジ：認識されている資産もしくは負債または未認識の確定約定（あるいはそうした項目の構成要素）の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ対象の特定のリスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに純損益に認識される。ただし、公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品に対する公正価値ヘッジの場合には、ともにその他の包括利益に認識される。
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ：認識されている資産もしくは負債または可能性の非常に高い予定取引の全部または構成要素に係る特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ手段の利得または損失の有効部分はその他の包括利益に直接認識され、非有効部分は純損益に認識される。
- (c) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジ。有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識され、非有効部分については純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、ヘッジ会計の方法は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象（相場変動等による損失の可能性がある資産または負債で、予定取引により発生が見込まれる資産または負債も含まれる）に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。但し、現時点ではその他有価証券のみを適用対象として、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）の適用も認められている。在外営業活動体に対する純投資に対するヘッジに関しては、企業会計審議会公表の「外貨建取引等会計処理基準」および関連する実務指針において、IFRSと概ね同様の会計処理が認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる（なお、合理的に区分できる非有効部分については当期の純損益に計上することができる）。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

(12) 株式交付費

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、株式交付費は、資本からの控除として会計処理される。

日本では、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、株式交付費は、原則として支出時に費用として処理する。但し、企業規模の拡大のために行う資金調達などの財務活動（組織再編の対価として株式を交付する場合を含む。）に係る株式交付費については、繰延資産に計上することができる。この場合には、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない。

(13) 退職後給付（確定給付制度）

(a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に従い、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）と、給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

(b) 数理計算上の仮定

- ・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨では、報告期間の末日時点の当該通貨建の国債の市場利回りを使用しなければならない。また割引率は、每期見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

- ・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

(c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。1)数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および2)過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、連結財務諸表においては、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

(d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

(14) 研究開発費

IFRSでは、IAS第38号「無形資産」に基づき、研究費は発生時に費用計上される。開発費は、一定の基準を満たす場合に、資産に計上され耐用年数にわたり償却される。

日本では、「研究開発費等に係る会計基準」に基づき、研究開発費はすべて発生時に費用として処理しなければならない。

(15) 有形固定資産

(a) 減価償却方法

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映する減価償却方法を使用しなければならない。減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討を行わなければならない。資産の将来の経済的便益の予想される消費のパターンに著しい変化があり、減価償却方法の変更を行った場合には、会計上の見積りの変更として会計処理する。

日本では、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」および企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づき、減価償却方法は会計方針に該当するが、その変更については、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として、会計上の見積りの変更と同様に取り扱う（遡及適用は行わない。）。

(b) コンポーネント・アカウンティング

IFRSでは、IAS第16号に従い、有形固定資産項目の取得原価の合計額に対して重要性のある各構成部分に当初認識された金額を配分し、個別に減価償却を行わなければならない。

日本では、有形固定資産の減価償却の単位に関して、特段の規定はない。

(16) 資産に関する政府補助金

IFRSでは、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に従い、資産に関する政府補助金は、以下のいずれかにより処理される。

- (a) 補助金を繰延収益に認識し、資産の耐用年数にわたり規則的に純損益に認識する方法
- (b) 取得原価から補助金を控除し、資産の帳簿価額を算定する方法

日本では、固定資産に関して受け取った国庫補助金および交付金は、受入時に営業外収益または特別利益として認識される。但し、企業会計原則等に基づき、対応する資産の取得原価から当該補助金および交付金を直接控除するか、または剰余金処分により積立金に計上し処理することも認められている。

(17) 金融保証契約

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約については、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定した場合、または金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合もしくは継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債に該当する場合を除いて、当初は公正価値で計上し、当初認識後は予想信用損失に対する損失評価引当金の金額と、当初認識額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識された収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方の金額で事後測定することが要求されている。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。

(18) 担保権行使資産

IFRSでは、担保権行使資産は、その資産の内容に応じて該当する基準に従う。なお、IFRS第7号「金融商品：開示」において、報告日現在で保有している担保権行使資産について、獲得した資産の性質および帳簿価額、ならびに容易に換金可能ではない場合に当該資産の処分または事業での使用に関する方針の開示が求められている。

日本では、設定された担保権を実行し取得した資産については、その資産の内容に応じて該当する会計処理に従う。

(19) 繰延税金

(a) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金または繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、収益力、タックス・プランニングおよび将来加算一時差異の解消に基づき、各一時差異の解消のスケジュール等を考慮して、繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められている。収益力に基づく判断に際しては、過去3年間と当期の課税所得等の要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する。

(b) 内部取引の未実現利益の消去に係る税効果

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る税効果は、資産負債法に基づき、一時差異が発生している資産を保有する買手の税率により繰延税金資産を測定する。買手では、未実現利益の消去により発生する将来減算一時差異も含め、すべての将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性を判断する。

日本では、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る一時差異に対しては、例外的に繰延法に基づき売却元の税率を使用する。また、未実現利益の消去に係る一時差異は、売却元の売却年度の課税所得の額を上限とする。

(20) リース取引

IFRSでは、IFRS第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

(a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利

(b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS第16号は、期間が12か月超のすべてのリースについて、資産および負債を認識することを借手に要求している（原資産が少額の場合を除く）。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。

借手は、使用権資産をその他の非金融資産(有形固定資産等)と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る利息を認識する。リース負債は、開始日において支払われていないリース料の割引現在価値で当初測定され、使用権資産は、リース負債の当初測定額に必要な調整を加味した取得原価で当初測定される。この測定には、解約不能なリース料（インフレに連動する料金を含む）が含まれる。また、借手がリースを延長するオプションを行使する、またはリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、オプション期間に行われる支払も含まれる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が、リース取引を、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義している。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引（オペレーティング・リース取引）に区分し、ファイナンス・リース取引について、財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。但し、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定される。リース資産およびリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。再リースに係るリース料は、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づき、借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、リース料総額に含めない。ファイナンス・リースは、借手の財務諸表に資産計上され、対応するリース債務が負債に計上される。なお、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。また、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(21) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産、処分グループに含まれる資産および負債、およびこれらに関連してその他の包括利益で認識された収益または費用の累計額を、財政状態計算書上区分して表示することが求められている。売却目的保有に分類した非流動資産（または処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定され、当該資産に係る減価償却は中止される。また、IFRSでは、売却目的保有資産グループや処分された資産グループが非継続事業の条件を満たす場合には、包括利益計算書（または純損益およびその他の包括利益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して報告することも求められている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却または廃棄予定の固定資産は企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」等に従い会計処理されることになる。

(22) 借入コスト

IFRSでは、IAS第23号「借入コスト」に基づき、適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化される。但し、借入コストが将来、企業に経済的便益をもたらす可能性が高く、かつ、原価が信頼性をもって測定可能である場合に限る。資産化の条件を満たさないそれ以外の借入コストはすべて、発生した期間の費用として認識される。

日本では、借入コストは原則として発生した期間に費用処理しなければならない。但し、不動産開発事業を行う場合には、(a)JICPA業種別監査研究部会建設業部会・不動産業部会「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」に基づき、または、(b)固定資産を自家建設する場合には「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第三に基づき、一定の要件を満たす場合には借入金の支払利子の資産化が容認されている。

(23) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、ならびに金融負債、金融資産および資本性金融商品の定義に従い、金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。転換社債型新株予約権付社債については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、一括して負債とするか、社債と新株予約権に区分して負債と純資産の部にそれぞれ表示することが定められている。

(24) 損益計算書上の表示

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき、収益または費用のいかなる項目も、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書または注記において、異常項目として表示してはならない。なお、IAS第1号では「営業利益」を定義していないが、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書に営業利益を表示することは認められる。

日本では、企業会計原則および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、損益計算書上、売上総利益、営業利益、経常利益を含む損益の段階別表示を行わなければならない。経常損益計算の結果を受け、特別利益および特別損失を記載することが求められる。

(25) 法人所得税の不確実性

IFRSでは、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、企業は、税務当局が不確実な税務処理（関連する税務当局が税法に基づいてその税務処理を認めるかどうかに関して不確実性がある税務処理）を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと企業が結論を下す場合には、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を、法人所得税申告において使用したかまたは使用を予定している税務処理と整合的に決定しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くないと企業が結論を下す場合には、企業は、不確実性の影響を、関連する課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を決定する際に反映しなければならない。企業は、不確実な税務処理のそれぞれについて、不確実性の影響を、いずれの方法が不確実性の解消をより良く予測すると企業が見込んでいるのかに応じて、(1)最も可能性の高い金額または(2)期待値のいずれかの方法を用いることによって反映しなければならない。

日本では、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」において、過年度の所得等に対する法人税、住民税および事業税等の更正等による追徴および還付の場合の当該追徴税額および還付税額、または、更正等により追徴税額を納付したが当該追徴の内容を不服として法的手段を取る場合の還付税額の認識の閾値が定められている。同基準に基づき、当該追徴税額または当該還付税額を合理的に見積もることができる場合には、誤謬に該当する場合を除き、追徴される可能性が高い場合および還付されることが確実に見込まれる場合に、それぞれ当該追徴税額および還付税額を損益に計上することが求められている。そのため、認識の閾値は、追徴の場合と還付の場合とで異なっている。

(26) 保険契約

IFRSでは、IFRS第17号「保険契約」において、本基準の範囲に含まれる保険契約の認識、測定、表示および開示に関する原則が定められている。IFRS第17号の主要な原則は、企業が次のことを行うことである。

- (a) 他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約を、保険契約として識別する。
- (b) 特定の組込デリバティブ、別個の投資要素および別個の履行義務を保険契約から分離する。
- (c) 契約を企業が認識し測定するグループに分割する。
- (d) 保険契約グループを下記の（ ）と（ ）の合計（（ ）が負債の場合）または差額（（ ）が資産の場合）で認識し測定する。

- () 将来キャッシュ・フローのリスク調整後の現在価値（履行キャッシュ・フロー）で、これらの履行キャッシュ・フローに関する利用可能なすべての情報を、観察可能な市場情報と整合的な方法で織り込んだもの
- () 契約グループにおける未稼得利益を表す金額（契約上のサービス・マージン）
- (e) 保険契約グループからの利益を、企業が保険カバーを提供する期間にわたり、また、企業がリスクから解放されるにつれて、認識する。契約グループが損失を生じているかまたは損失を生じるようになった場合には、企業は当該損失を直ちに認識する。
- (f) 保険収益、保険サービス費用および保険金融収益または費用を区分して表示する。
- (g) IFRS 第17号の範囲に含まれる契約が企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価することを可能とする情報を開示する。この目的を達成するため、企業は下記に関する定性的情報および定量的情報を開示する。
 - () 保険契約について財務諸表に認識した金額
 - () 本基準を適用する際に行った重要な判断および当該判断の変更
 - () 本基準の範囲に含まれる契約から生じるリスクの性質および程度

企業は、一部の保険契約に対しては単純化した測定アプローチ（保険料配分アプローチ）を適用することができる。単純化した測定アプローチは、企業が、保険料をカバー期間に配分することにより、残りのサービスに関連する金額を測定することを認めている。

日本では、保険契約に関する個別の会計基準はなく、保険法において保険契約とは保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約と定義されている。また、保険業法において、生命保険業免許または損害保険業免許を受けて保険業を行うものを保険会社と定義し、同法および保険業法施行規則等において保険会社に強制適用される保険負債等の会計処理を規定している。

保険業法施行規則では、現金収入をもって保険料の収益認識を行う一方、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために保険数理に基づき計算された金額や、保険契約に定めた保険期間のうち未経過分に相当する金額等について、責任準備金へ繰入すること等が定められている。

第 7 【外国為替相場の推移】

1 【当該半期中における月別為替相場の推移】

月別	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月
最高 (円)	20.68	20.92	21.00	21.63	21.76	22.04
最低 (円)	20.03	20.37	20.40	20.84	21.36	21.42
平均 (円)	20.41	20.73	20.74	21.16	21.57	21.70

単位：1人民元の円相当額（円 / 人民元）
出典：株式会社三菱UFJ銀行

2 【最近日の為替相場】

19.90円（2024年9月13日）
単位：1人民元の円相当額（円 / 人民元）
出典：株式会社三菱UFJ銀行の2024年9月13日付け対顧客電信直物売買相場の仲値

第 8 【提出会社の参考情報】

下記のほか、当該半期の開始日（令和6年1月1日）から本半期報告書提出日までの間において、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出している。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書（代表者の変更）	令和6年3月12日関東財務局長に提出
令和5年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日）の有価証券報告書	令和6年6月28日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。